

1. 議事日程

〔平成27年第3回安芸高田市議会9月定例会第5日目〕

平成27年 9月14日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第49号 平成27年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）
日程第3 議案第50号 平成27年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第4 議案第51号 平成27年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第5 議案第52号 平成27年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第6 議案第53号 平成27年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第7 議案第54号 平成27年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第8 議案第55号 平成27年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第9 議案第56号 平成27年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第10 一般質問
日程第11 発議第6号 安全保障法案の熟議を求める意見書について

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 玉重輝吉 | 2番 | 玉井直子 |
| 3番 | 久保慶子 | 4番 | 下岡多美枝 |
| 5番 | 前重昌敬 | 6番 | 石飛慶久 |
| 7番 | 児玉史則 | 8番 | 大下正幸 |
| 9番 | 水戸眞悟 | 10番 | 先川和幸 |
| 11番 | 熊高昌三 | 12番 | 宍戸邦夫 |
| 13番 | 秋田雅朝 | 14番 | 塚本近 |
| 15番 | 藤井昌之 | 16番 | 金行哲昭 |
| 17番 | 青原敏治 | 18番 | 山本優 |

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

16番

金行哲昭

1番

玉重輝吉

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

| | | | |
|---------------|--------|-------------|-------|
| 市長 | 浜田一義 | 教育長 | 永井初男 |
| 総務部長 | 杉安明彦 | 企画振興部長 | 武岡隆文 |
| 市民部長 | 小笠原義和 | 産業振興部長 | 清水勝 |
| 福祉保健部長兼福祉事務所長 | 可愛川實知則 | 産業振興部特命担当部長 | 山平修 |
| 建設部長兼公営企業部長 | 西原裕文 | 教育次長 | 叶丸一雅 |
| 消防長 | 久保高憲 | 会計管理者 | 広瀬信之 |
| 八千代支所長 | 河野雄二 | 美土里支所長 | 毛利幹夫 |
| 高宮支所長 | 中谷文彦 | 甲田支所長 | 小玉勝 |
| 向原支所長 | 神岡眞信 | 総務課長 | 土井実貴男 |
| 財政課長 | 河本圭司 | 政策企画課長 | 西岡保典 |

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名（4名）

| | | | |
|------|------|-------|------|
| 事務局長 | 外輪勇三 | 事務局次長 | 近永義和 |
| 総務係長 | 森岡雅昭 | 専門員 | 大足龍利 |



午前10時00分 開議

- 山本議長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は18名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、本日の会議の運営について、過日、議会運営委員会を開き、御協議いただいておりますので、その結果について報告を求めます。
議会運営委員長 児玉史則君。
- 児玉議会運営委員長 おはようございます。
議会運営委員会から報告をいたします。
本日の会議の運営につきまして、去る9月11日に議会運営委員会を開き、次のとおり、本日の日程に追加いたしましたので報告といたします。
追加案件となる発議第6号の取り扱いについて協議を行い、提案理由説明後、質疑、討論、採決を行うようにいたします。
以上、報告を終わります。
- 山本議長 以上で報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 山本議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において16番 金行哲昭君、及び1番 玉重輝吉君を指名いたします。



- 日程第2 議案第49号 平成27年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）
日程第3 議案第50号 平成27年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第4 議案第51号 平成27年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第5 議案第52号 平成27年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第6 議案第53号 平成27年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第7 議案第54号 平成27年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第8 議案第55号 平成27年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第9 議案第56号 平成27年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）

- 山本議長 日程第2、議案第49号「平成27年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）」の件から、日程第9、議案第56号「平成27年度安芸高田市水道事業

会計補正予算（第1号）」の件までの8件を一括して議題といたします。

本案8件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長 金行哲昭君。

○金行哲昭 委員長

おはようございます。

報告いたします。

9月10日付で本委員会に付託がありました、議案第49号「平成27年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）」の件から、議案第56号「平成27年度 安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）」までの8件の審査結果について報告いたします。

付託された8議案につきまして、9月11日に委員会を開き、市長、教育長、並びに関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第49号「平成27年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）」は、既定の歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ4億6,386万9,000円を減額し、予算の総額を195億4,079万5,000円とするもので、主な内容は、4月1日付で人事異動に伴う人件費の整理、道の駅整備事業に係る公有財産購入費、補償費及び道路改良費の減額、有害鳥獣対策に係る委託費、及び農業用施設維持支援補助金等の増額が予算計上されておりました。

審査の中で出されました主な質疑は次のとおりです。

総務部の審査におきまして、委員より、「日本年金機構による年金情報の流出があったが、マイナンバーカード交付事業費には、トラブルに対するマニュアル作成費が含まれているか。」との質疑がありました。執行部より、「情報漏えいに関しては、本市でも、ハード面・ソフト面とも万全の対策を講じているところである。マニュアルについては、『情報セキュリティポリシー』という市のマニュアルがあり、それに基づいて事務をとり行っているため、マイナンバー制度導入に際して、特別なマニュアルをつくるということはない。」との答弁がありました。

市民部の審査におきまして、委員より、「葬斎場周辺の植栽について、内容を詳細に説明願いたい。」との質疑があり、執行部より、「植栽は、当初設計の段階から、地元より要望があったことに応えるもので、道路から見える部分を景観整備するものであり、水道の加圧ポンプ周辺も、関係課と連携して整備を行う。」との答弁がありました。

産業振興部の審査におきましては、委員より、「環境林整備事業の追加内容を詳しく説明願いたい。」との質疑があり、執行部より、「環境貢献林整備事業という、人工林の健全化を進める事業であり、15年以上国の補助金等で事業実施していない人工林に対して、30%の強度間伐を行うもので、県より、調査費も含めて20ヘクタールの追加実施を行うものである。」との答弁がありました。

建設部の審査におきましては、委員より、「建築物土砂災害対策改修

促進事業補助金の補助率と実施件数を伺う。」との質疑があり、執行部より、「土砂災害特別警戒区域内の既存の住宅や建物の所有者に対し、国が本年創設した事業と、県が創設した補助金を活用し、土砂災害対策改修に要する経費の一部を補助するもので、補助率は、改修工事費の23%、上限を改修工事費の330万円とされており、件数は1件分を計上している。」との答弁がありました。

教育委員会の審査におきましては、委員より、「小・中学校施設、設備等の修繕費計上について、学校は、当初予算編成の早い段階から要求されていたのではないか、子どもの安全安心を考える上では、要望が出た時点でしっかりと是正すべきである。」との質疑があり、執行部より、「各学校から出された要望を集約し、緊急を要するものを優先的に当初予算にあげながら、必要に応じて補正予算で対応している。必要なものは逐次協議を行い対応していきたい。」との答弁がありました。

また、議案第50号「平成27年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」から、議案第56号「平成27年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）」までの7件の特別会計等は、4月1日付で人事異動に伴う人件費の整理、平成26年度会計からの繰越金等の整理が主なものであります。

『国民健康保険特別会計補正予算』の審査におきまして、委員より、『結核・精神疾患医療費集計サービス委託料』の詳細な説明を求める。また、本市の実態はどうなっているのか。」との質疑があり、執行部より、「この委託料は、結核・精神に関する医療費が高額な市町村に対して、国の特別調整交付金というものがあり、この計算を、外部の業者に委託し、事務の軽減を図っているものである。本市の実態は、26年度末の資料で、全体の被保険者数が7,002人、そのうち結核医療患者が1名、精神医療患者が316名である。」との答弁がありました。

以上のことにより、本委員会は、この補正予算について慎重に審査し、補正額・補正内容等、適正であると判断し、議案第49号から議案第56号までの8議案につきまして、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○山本議長

これをもって委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、本案8件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○山本議長

討論なしと認めます。これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第49号「平成27年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）」の件から、議案第56号「平成27年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）」の件までの8件を一括して、起立により採決いたします。

本案8件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案8件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山本議長 起立多数であります。よって、本案8件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第10 一般質問

○山本議長 日程第10、一般質問を行います。

一般質問の順序は通告順といたします。

質問方式は一問一答方式とし、1議員あたり質問時間は30分以内でございますが、執行部からの逆質問に対する答弁は、持ち時間には含まれません。

なお、1つの質問を終え、次の質問に移る場合は、「次の質問に移ります」等の発言をし、明確にわかるように願います。

それでは、質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

9番 水戸眞悟君。

○水戸議員 9番、会派絆の水戸眞悟でございます。

通告に基づきまして、一般質問を行います。

大きくは2点ございますが、まず、学校規模適正化推進計画について質問いたします。

本市におきましては、平成23年1月に学校規模適正化推進計画を策定し、平成23年度を起点として平成27年度までの5年間を計画の推進期間としてございます。

本市の総合計画との整合性も図り、必要に応じてローリングして計画の見直し具体化を図るとされております。最終年度を迎えた今日、これまでの推進経過や課題をどのように総括・整理し、計画のローリング見直しの上、将来目標をどのように設定されるのか教育長の所信を伺うところでございます。

○山本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの水戸議員の「学校規模適正化推進計画」についての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、平成23年1月に策定された「学校規模適正化計画」では、平成23年度から平成27年度までの5年間を計画推進期間としており、本年度は、計画期間の最終年度に当たります。

これまでの取り組みの総括といたしましては、子どもたちのための教育環境の整備の必要性をお示ししながら、行政が強引に統合を推し進めるのではなく、保護者をはじめ、地域関係者の皆さんから御意見をいただき、保護者や地域の合意形成を図っていくことを大切にしながら、統合準備委員会等で御協議いただいていたところでございます。

この間、もう少し行政が積極的にイニシアチブをとって進めることが

必要ではないかとの御意見もいただきましたが、学校統合は保護者、地域の協力なしでは果たせない事業であると認識しております。少し時間がかかっておりますが、十分御協議いただくことで、子どもたちにとってよりよい教育環境をできる限り、一人でも多くの方に納得いただく形で整備をしていきたいと考えております。

現在の各統合区の推進状況につきましては、4統合区のうち、八千代・甲田地区の2地区については、平成29年4月1日を統合目標とすることを確認いただいております。可愛・郷野地区については、統合目標年月日の確定に向けて協議を進めているところでございます。また、高宮地区につきましては、統合準備委員会の設置に向けて、引き続き働きかけを行ってまいります。

次に、「学校規模適正化推進計画」の見直しについての件でございますが、第2次安芸高田市総合計画との整合性を図ること、推進期間を平成28年度を起点として5年間の計画とし、小学校については地域との合意形成が整った統合区から順次統合を進める。

さらには、中学校の配置計画につきましては、3月の同僚議員からの御質問においてお答えしましたように、現在の計画では市内2校ということでお示ししておりますが、この間の状況の変化や市民の方からの意見等も踏まえ、配置校も含め、検討する必要があると考えています。

いずれにしましても、現在進めております小学校の規模適正化の進捗状況を踏まえながら、中学校の配置計画も1学年複数学級を見据え、将来的な展望のある教育環境の整備を目指し、検討を開始することを見直しの要旨としているところでございます。御理解をいただきますよう、よろしく願いをいたします。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 教育長のほうから丁寧な答弁をいただいたと思いますが、いわば、地域の合意形成ということを最重点として地域の考え方、あるいは地域のこれまでの成り立ち、そういったこととともに学校があるんだというふうにお考えのようですから、そのことに私自身も異論はないわけでございます。

ただ思いますに、平成16年にこのまちが合併をしたわけですが、平成16年生まれの子どもたちが既に小学校5年生、ないしは来年6年生になるのではないかと思うわけであります。何が言いたいかと申し上げますと、義務教育課程が6・3制で15歳の春が中学校の3年生であります。その大部分の小学校6年生までがこの市町村合併から既に小学校5年生、6年生にまでなってきたということの意味であります。

つまり我々はこの歳になりますと、1年、2年がそんなに変わったようには自分自身では思わないわけですがけれども、子どもたちは生まれて1歳から15歳になるまで日々成長の過程をたどっていると思うのであります。つまり、子どもたちにとっての1年間というのは、人間形成をして

いく上で大きな意義があるのではないかと考えるところでございます。

つまり何が申し上げたいかと申しますと、学校統合あるいは子どもたちを中心に据えた教育の現場ということを考えていくと、できるだけ早い機会に、できるだけ迅速に子どもたちにその学習の機会の場を与えてあげるといったことも、地域の合意形成も必要だけれども、子どもたちを中心に置いて子どもたちの日々の成長を見守っていくといったことも重要な課題ではないかというふうに思っておるところでございます。

もちろん先ほどの教育長の答弁の中にありましたように、地域の小学校というのは地域の文化のこれまでの拠点でもあります。したがって、子どもたちが学ぶのみならず、地域の文化の形成はその学校区を中心に行われてきたであろうということは想像にかたくないわけでありまして。しかしながら、やはり子どもたちの日々の成長をどう見守っていくかという観点も忘れずに、今後取り組んでいただきたいなと思っておるところでございます。

実は先般、平成26年度の決算事務事業評価シートが出されております。その中でも平成26年度部分については、課題の部分ですけれども引き続き、丁寧に協議を行い、地域・保護者と合意形成を図る必要があるということが大きな課題とされております。また、計画推進機関等の見直しを図り、計画のローリングを行う必要があるというふうに書かれております。ただ有効性のところでは、目標管理には適さない、地域・保護者の合意なしに強引な統合はできないともあります。

こういったような観点に立ちますと、子どもたちを中心に置いた教育現場の状況が急がれるということもあるけれども、地域の合意形成が必要だということが両立されなければならないということも十分考えていただいておりますが、子どもたちを中心に未来を担う、あるいは安芸高田市の将来を担うという人材育成の観点からすれば、やはりもう少し踏み込んだ地域の合意形成を得る前段でのビジョンの提示、あるいはそうせざるを得ないなと考えていただけるような説明の仕方、そういったことが十分必要だろうというふうには思っているところでございます。

新総合計画とともにこの計画の見直し、ローリングを行うということでございますけれども、先ほどは平成28年から5か年間の延長期間をもってこれから取り組んでいくということではありますが、その見直しのローリング等についてその中身がこれまでと同じように5か年を過ごしていくのかどうか。もちろんこれまでの5年間をベースにしたものの上乗せということにはなるんでしょうけれども、そこへ携わっていくという教育委員会としての気持ちというか、この5か年をどういうふうな捉まえ方で中身のローリングをしていくのかといったところについて、再度伺いをいたします。

○山本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長　ただいまの水戸議員の御指摘でございますが、私も未来を生きる子どもたちにとって、今安芸高田市が置かれておる最もよい教育環境の中で子どもたちが義務教育を受けられるように市内の教育環境整備を整えていくということにつきましては、全く異論はないところでございます。

一方、議員の皆さん方からも意見としていただいておりますし、これまで各統合地区の説明会等に出ましてそこらでいただいております意見というのが、とりわけ小学校、中学校を含めた義務教育ということになると思いますが、地域のコミュニティの核としての学校の存在、あるいは地域づくりとの兼ね合いを踏まえた学校規模適正化についてももう少し丁寧に協議をしていきたい等々の意見をいただいているところでございます。このことについても教育委員会としましては、全く異論のないところでございます。

一方では、繰り返しになりますが、先ほど申しましたように、子どもたちはよりグローバル化されるであろう国際社会の中をたくましく生きていく、そういう未来を生きていく子どもたちにとっての教育環境の整備は、一方ではまた急がなくてはならないというふうに考えております。

したがって、ローリングをしていきます平成28年度からの5年間につきましては、これまでと同じようなスピード感でということには当然ならないというふうに考えております。その中で、これも議員から御指摘がありましたように、教育委員会の説明の不十分さということも謙虚に反省をしながら、さらにスピード感を持った協議をいただけるようにローリング、計画の見直しについて取り組みを図っていく必要があるかと思っております。

あわせて、この見直しにつきましては、議員御承知だろうとは思いますが、文部科学省が約60年ぶりに公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きというものを策定しております。これらも十分参考にしながらローリング、計画の見直しを図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。よろしく願いいたします。

○山本議長　以上で、答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員　考えるところは教育長のほうもよく考えていただいて、今後の安芸高田市の未来を担う子どもたちに対する教育現場の充実といった観点から取り組んでいただいておりますことは十分わかっておりますので、一つよろしくお願ひしたいと思っておりますけれども、今後の5年間の計画の策定というのは、具体的にはいつごろになるのか。あるいは、やはり当初と同じような策定委員会を設置なさるのかどうか。あるいは、既に保護者、PTA等々の御意見は聞かれておると思いますが、市内全域へのパブリックコメントのような形もとられるのかどうか、そういった手法について少し具体的にお願ひします。

○山本議長　答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 水戸議員の御質問にお答えをいたします。

計画の時期、あるいはその計画に向けての方法ということでございますが、広く市民にお示しする時期はできるだけ早い段階でというふうに考えておりますが、現在一方では、先ほどから申しておりますように、それぞれの統合区におきまして検討をいただいております。そのことの兼ね合いもございますので、遅くとも今年度中には当然のこととして見直しをした計画をお示しする必要があると考えております。

また、パブリックコメント等については当然必要と考えておりますが、学校規模適正化にかかわりまして委員会を設置しての協議ということにつきましては、現段階、考えておりません。といいますのは、既に諮問をし答申をいただいております、その内容に沿って現在進めておるということ。もう1つは、それぞれ4地域の説明会等について、先ほど申しましたように、貴重な御意見をいただいておりますのでそれらを踏まえて、平成28年度からの計画ということにしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 計画の具体性につきましては、先ほどお話をいただきましたように過去の5年間があるのでということで、それに積み上げてきた地域の課題、問題点も踏まえてということでございますので、できるだけその充実した計画、あるいはローリングの見直しをしていただいて、できるだけ子どもたちに早い機会にすばらしい教育環境を与えてあげるといったようなことを目標として頑張っていただきたいなと思うところがございます。次にまいりたいと思います。

関連しておりますけれども、このたび「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正ということで、首長並びに教育長の教育行政に対する責任の所在を明確化されたことに立脚しまして、加えて首長としてのまちづくり・地域づくりの観点をも踏まえて、学校規模適正化推進計画の今後の方向性について、市長のお考えを伺うところでございます。

○山本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

ただいまの水戸議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、このたびの「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、首長と教育長の教育行政に対する責任の所在が明確化されたことにより、これまで以上に市長部局と教育委員会が密に連携を取り、協力体制を図っていく必要があると考えております。

先般、第1回安芸高田市総合教育会議を開催いたしました。「安芸高田

市教育大綱」を策定するための協議を進める中で、安芸高田市の未来を担う子どもたちが、よりよい環境の中で学習できる環境づくりの実現のため、相互に連携を図っていくことを確認したところでございます。

御質問の学校統合は、平成22年度に、私が本部長を務めております「安芸高田市立小学校規模適正化推進本部」で策定いたしました「安芸高田市学校規模適正化推進計画」の実現に向け取り組んでいる事業であります。現在の各統合区の進捗状況と今後の目標設定につきましては、先ほど教育長が答弁したところでございます。引き続き、合意形成が得られるよう協議を進め、地域との合意形成が整った統合区から順次統合を行うよう推進していきたいと思っております。

なお、統合により閉校となる学校施設の利活用につきましては、地域住民の皆さんの意向を十分踏まえ、まちづくり、地域づくりの観点からも、地域の活力が失われていくことがないよう、今後、協議を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 先ほどの教育長の答弁に加えて、今回、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正ということで首長の立場というものが明確になったわけでございます。そういう意味で質問をさせていただいたということでございます。

これまでは教育委員を議会の同意を得て首長が任命し、なお教育長については教育委員会議でその互選によって教育長が決まるといったような手法でございましたけれども、今度は首長のほうから直接教育長を議会の同意を得て任ずるということになるのであります。つまり首長と教育長は教育に関する両輪になっていくということになるんだろうというふうに思っておるところでございます。

先ほど来、市長のほうからも答弁がございましたので、改めては申し上げませんが、地域づくり・まちづくりの観点からいかに学校統合、適正配置といったものがそういう観点から見ていく必要があるんだろうというふうにも答弁をいただきましたので、まさにそのとおりであろうと思っておるところでございます。地域のこれまでの長い間の文化の積み上げたコミュニティの拠点であるといったような観点からも、あるいは統廃合後のその学校跡地の地域に対する有効利用といった観点も市長のほうから答弁をいただきましたので、まさにそのとおりであろうと思っておるところでございますし、その部分も今後の地域との詰めの中では多少のビジョンも示していかないと、学校統合だけの部分でなくて地域の今後のビジョンも合わせ、統廃合後の施設の有効利用も兼ね合わせた説明も必要だろうと思っておるところでございます。

先ほど来、市長のほうから答弁をいただいておりますけれども、その中に、市長が総合教育会議を開いて教育に関する大綱を市長が策定するというふうに今回なっておりますけれども、第1回目は開かれたという

ことですが、今後、この教育に関する大綱を策定するという観点から、その日程スケジュール等についてわかれば答弁をお願いします。

○山本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 このたび法律によって私が教育部局の中に入り込んだという意義ですよ。御指摘のように、教育はまちづくりにとって欠かせない。平素からうちの教育の場合は連携をとってやってるんですけども、さらなる連携が図れるものと思ってます。学力の向上とか、こういうことは定住政策には欠かせないということがありますので、今後はもっと踏み込んだ提案ができるんじゃないかと期待をしております。このことをしっかり生かしていきたいと。行政の観点を私が教育委員の中にちゃんとしたことを述べていくことが、また実現に向かっての1歩になるんじゃないかと思ってます。

日程につきましては、総務課長のほうから説明をします。よろしくをお願いします。

○山本議長 答弁を求めます。

総務課長 土井実貴男君。

○土井総務課長 安芸高田市教育大綱の今後の策定のスケジュールについてでございますが、総合教育会議の事務局を総務課のほうで受け持っておりますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

今後、11月の予定になりますが、第2回目の総合教育会議を開催をして、そこで中間報告をさせていただくように現在準備を進めているところでございます。11月に2回目の総合教育会議を開催して、中間的に報告をし御意見をいただいて、最終的には来年1月に第3回目の総合教育会議を開催し、そこで安芸高田市教育大綱を最終策定というスケジュールで行っていききたいというふうに考えております。以上でございます。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 具体的な日程も既に詰まっているようでございますので、来年の1月に第3回目をということで安芸高田市の教育大綱が策定されるということも確認をさせていただきましたので、非常に楽しみにして待ってみたいというふうに考えているところでございます。

教育関係につきましては以上で終わりますが、最後に教育関係について駄弁ではございますけれども、「教育は明日行かずにきょう行く」ということでございますから、必ず元に置かんように、どうしても日々この教育環境の整備については進めたいと思うところでございます。

次にまいります。

市町村運営有償運送運行業務についてでございます。本市におきまして、地域振興会への委託業務といたしまして運用されております「市町村運営有償運送運行業務」についてでございますけれども、島根県境を

挟んで日常生活や地域文化の営みを一としている地域において、ボーダーをなくした観点で相互の利用を可能とすることは、地域住民の生活の利便性や福祉の向上に大きく寄与するとともに運行の稼働率も上がると考えておりますが、市長のお考えを伺います。

○山本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

本市が運行委託している、市町村運営有償運送業務についてのお尋ねでございます。

御承知のとおり、平成22年10月から市内全域で「新公共交通システム・お太助ワゴン」の運行を開始しております。とりわけ、予約乗合型のお太助ワゴンや市町村運営有償運送による智教寺・大所友愛とろっこ便、川根もやい便はドア・ツー・ドアにより、自宅から目的地まで移動できるという利便性から、導入当初より多くの利用者から好評を得ているところであります。

御承知いただきますように、市町村運営有償運送は、市町村が、専らその区域内で、地域住民の生活に必要な交通輸送手段を確保するため、市町村みずからが行う輸送のことを言います。本市におきましては、美土里町の智教寺・大所地区、また高宮町川根地区においてこの市町村運営有償運送を実施しております。

御質問にある地域は、美土里町の智教寺・大所地区のことと思います。当地域においては、合併以前から、島根県との県境を挟む邑南町との交流が日常的に行われていることや、買い物・通院といった生活圏もその多くは邑南町にあることから、市町村運営有償運送を導入する際には、吉田方面と県境を越えた邑南方面への運行を設定した経緯がございます。

現在、市が運行を委託している智教寺・大所友愛とろっこ便に、邑南町の住民を乗車させるためには、運送事業者、住民代表、学識経験者等で構成する「安芸高田市公共交通協議会」の承認を得ることや運輸支局等への協議が必要となります。また、邑南町側のニーズ把握や費用負担、さらに、万一事故が発生した場合の対応等を含めた協議も必要となります。

いずれにいたしましても、邑南町とは旧美土里町時代から学校の利用等を踏まえて大変お世話になっている地域でございますので、智教寺・大所地域の住民の利便性を最優先にしながら、邑南町側住民の利用についても前向きに検討してまいりたいと思いますので、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 前向きな協議ということでございました。答弁にもございましたように、旧美土里町時代には、久喜小学校へ委託するであるとか、智教寺・大所地域においては特にそうなんですけれどもそういった形。あるいは、

神楽等の文化芸能につきましても美穂神楽団、つまり美土里町と瑞穂町ということなんですけれども、美穂神楽団といったような形になっておりました。また、美土里町時代でございますけれども、やはり智教寺・大所方面から当時の瑞穂町の病院であったり、買い回り品については僻地患者輸送車の運行といったこともございました。そういったことを踏まえて、非常に智教寺・大所地区につきましましては、小さな長瀬川を挟んで日常生活がいつも、いつにして仲よくしていただいておりますといったような地域でございます。

そういった地域の中で暮らしている皆さん方と、それから市町村合併になりましてからは、平成16年11月には県境隣接広域消防総合応援協定が結ばれております。安芸高田市と邑南町長の間で結ばれておるところでございます。また、平成23年6月3日付でございますけれども、安芸高田市と邑南町の災害時総合応援に関する協定というものも結ばれております。

こういったおつき合いの中で、平成24年10月23日には、安芸高田市と邑南町の文化・スポーツ及び観光交流に関する協定というものも当浜田市市長と石橋町長の間で結ばれておるところでございます。この目的をあげて申し上げる必要もないでしょうけれども、両市町が文化・スポーツ及び観光を中心とした交流を推進することで交流人口の増加を図るとともに、両市町の文化の振興と地域経済の活性化に寄与することを目的とするとなっております。中には文化・芸術を通じた交流促進に関する事、スポーツを通じた交流促進に関する事、観光振興に向けた施策推進に関する事、その他の交流促進に関する事といったようなことになっております。これは、両市町を結ぶ陰陽神楽街道の命名を契機となっております。

したがって、東広島高田道路、あるいはこの地域を起点とします吉田邑南線、県道6号線でございますが、それからいわば島根県へと、この安芸高田市を縦に結ぶ非常に重要な路線でもあります。したがって、そういう観点からもぜひとも邑南町との連携のもとに、先ほど申しあげましたような市町村運営有償運送業務について利便性を高めていけたらいいと考えておるところでございます。

したがって、先ほどお話がございましたように、安芸高田市の公共交通協議会なるものでいろいろ協議をしていただくということでございますから、ぜひともこういった案件をテーブルに載せていただいて、運輸支局等々の道路運送車両法があるのかどうか分かりませんが、法律的な一つのハードルもあるでしょう。幾つかのハードルもあるにもかかわらず、よいと思ったビジョンに対してはそのハードルを一つ一つクリアしていくという努力をしてみたいと思っております。

したがって、市長のこの件に対しての思いをいま一度、お伺いします。

○山本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほど申し上げましたように、この邑南町との昔からの絡みとか、人情的にもこれできんというんじゃないしに、やる以上は法的な根拠とか仕組みとか迷惑をかけないようにせないけん。費用の負担とかもあるので、この辺の詰めをさせてもらいたい。やる方向で詰めをするということなので、今の協議会の中でもそういう趣旨を私が言えば理解はしてくれると思いますので、前向きに行きたいというのはそういう意味でございます。

この有償運送につきましては、いわゆる我々は自主運行という形で、川根地区と智教寺にやっておる。こっちのお太助ワゴンと一緒にすると運営上、不便さもあるので自主的にこの地区には運営してもらおうということで了解を得てるので、川根との整合性もありますし、今度は川根が三次とかいうことも運行をやっておられますので、こういったような整合を図りながら、邑南町に迷惑をかけないように納得のいく形でこういう方向を前向きに考えていきたいということでございますので、御理解を賜りたいと思います。私ももちろん議員と同じような意見なので、ただやる以上は行政がやるわけですから、法的な根拠とかこういうものを整理してやりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 答弁をいただいたように、地域住民の生活の利便性であったり、あるいは福祉の向上といったようなことを最重点に考えていただいて今後とも取り組んでいただくということのようでございますので、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○山本議長 以上で、水戸眞悟君の質問を終わります。

この際、11時5分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時56分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

12番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 12番、宍戸邦夫であります。

通告に基づきまして、平和教育について教育長に質問いたします。

平和教育は、紛争解決の手段として平和な状態を維持するために行うものだと。どうすれば武力行使をせずに解決できるかというふうなことを学ぶものだと思います。平和教育のあり方については、いろいろ議論があるところであると思いますけれども、方法もあると思います。

まず、小学校と中学校における平和教育はどのような取り組みが行わ

れていますか。その実態についてお聞かせいただきたいと思います。

○山本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの「平和教育の取り組み」についての御質問にお答えをいたします。

市内の各小中学校における平和教育は、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動など、全教育活動を通して取り組みを行っているところでございます。

取り組みの実態でございますが、教科指導におきましては、社会科の学習や国語科における戦争や平和を題材とした文学作品等の学習に関連づけた学習が代表的な例でございます。教科以外の指導におきましては、例えば、地域の平和集会に学校全体で参加し、平和についてともに考えるとともに平和への願いや取り組みを継承する活動等に取り組んでいる学校もございます。

特に8月6日の取り組みとしまして、今年度、小学校におきましては13校中12校、中学校におきましては6校中1校がこの日を登校日としまして、平和集会として被爆体験を聞く、あるいは平和記念式典をテレビ視聴し黙祷する、平和宣言とともに敷地内の平和の碑に献花するなどの教育活動に取り組んでいるところでございます。御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 それぞれ小学校・中学校とも取り組みが行われているということですが、これで学校それぞれが校長を中心にそれぞれの思いでやられているのか。それとも教育方針にのっとって実施されているのか、その点についてお伺いいたします。

○山本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの宍戸議員の御質問にお答えをいたします。

こんにちは学校現場で行っております平和教育につきましては、県の教育委員会も教育活動の推進の中で平和教育の項を設けております。その中で平和教育の指導のポイントとしまして、基本的には学習指導要領にのっとって実施すること。加えて、指導に当たっては社会運動や政治運動との関係を明確に区別し、教育の中立性を確保する等々、細かい留意点というものを示しております。

議員御質問の、校長の主体的な判断か、教育委員会が一定の方向を示すのかということにつきましては、当然、教育委員会としまして平和教育に取り組むということについては、方向性を示しておるところでございます。そのことを踏まえまして、学校長が学校の実態、地域の実態に即して、現在、平和教育の取り組みを継続しておるということでございます。以上でございます。

- 山本議長 以上で、答弁を終わります。  
 宋戸邦夫君。
- 宋戸議員 それぞれの学校でそれぞれの校長判断でやっているということもありますし、当然、教育委員会としての方針もあると。また、指導要領にのっとって指導しているということでもありますけれども、安芸高田市のそれぞれの学校で校長だけの判断も必要だと思いますけれども、その内容についていろいろとまちまちな内容になってくるのではないかと思うわけです。そういう点について、今後、教育委員会として指導要領といえますか、実施要領といえますか、そういう具体的な日程も含めて計画的に実施されているのかどうか、お伺いいたします。
- 山本議長 答弁を求めます。  
 教育長 永井初男君。
- 永井教育長 先ほど申しましたように、基本的なことは県の教育委員会の指導をもとに安芸高田市教育委員会のほうでそれぞれ学校のほうへ示しをしておるところでございますが、今一番の課題は、議員御指摘のように、この平和教育にかかわる年間の指導計画が作成されている学校とそうでない学校がございます。  
 今後におきましては、全ての学校において他の教育活動と同じように年間指導計画を作成し、その年間指導計画に基づいてそれぞれの学校の教育活動を展開していく。そのことで一定の指導の平準化といえますか、そういうものを図っていきたいと考えておるところでございます。
- 山本議長 以上で、答弁を終わります。  
 宋戸邦夫君。
- 宋戸議員 安芸高田市全体でこの平和教育というのは学校教育において大変重要な意味を持つだろうと思いますので、ぜひそこらを日期的にも計画的にも時間数とか、そういうものをある程度総合的に作成されて、実施されることを希望いたします。  
 次に移ります。  
 家庭や地域での平和に関する学習も大切ですが、学校教育としての平和教育の重要性について、教育長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。
- 山本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。  
 教育長 永井初男君。
- 永井教育長 ただいまの宋戸議員の「平和教育の重要性」についての御質問にお答えをいたします。  
 「平和教育」は、学習指導要領にのっとって実施するということも言うまでもありませんが、児童生徒の発達段階に配慮しながら、国際理解や国際協調の視点に立ち、恒久平和を願い国際社会に貢献する人づくりを進めることを基本としておるところでございます。  
 学校教育、とりわけ義務教育段階における平和教育は、全ての児童生徒を対象に、系統的・段階的・計画的に実施できる点において、極めて

重要であると考えております。とりわけ本県は人類史上最初の被爆地であり、平和を発信する拠点として期待される本県の実態を踏まえた指導が大切であると考えております。学校におきましては、今後とも、法令にのっとり、中立性を確保しながら平和教育を進めてまいりたいと思います。

一方で、平和教育は他の教育活動と同様に、学校だけで完結するものではないと考えています。議員御指摘のように、家庭や地域での平和に関する学習と関連を図りながら進めていくということが大切だと考えておるところでございます。以上でございます。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 教育長の平和教育の重要性についての答弁をいただきました。今、いろいろな憲法の解釈とか変更によって、今日本の国の憲法が危ないという思いもあります。戦後70年に当たって、戦争経験者が少なくなっている、そういうこともあってかどうかわかりませんが、その平和教育の重要性が今後さらに増すものだろうと私は考えているわけです。そういうことから、この平和教育をしっかりと充実して強化していくという姿勢は避けて通れないというふうに、私は考えているわけです。

この平和教育というのは、教育の全体の目標の一つでもあらうと思っています。ということは、このいまの社会情勢の中で平和教育というのが相当重要な位置づけを持つにもかかわらず、私がちょっと疑問に思っているのは、この教育要覧というのを示しておられます。これ、毎年いただいておりますけれども、この近年、平和学習についての記述が全くないわけです。ということをお指摘しておきたいと思っております。これは、教育委員会の方針でそれぞれやっておられますので、あしなさい、こうしなさいということは私は言えませんが、特にこの要覧というのは大まかなところを記載ありますが、この平和教育というのは、先ほどの教育長のお話でもありますように、教育の最大の目標だろうと思うわけです。数学とか国語とか社会とかそういう勉強も大切ですが、それ以前の問題でもありますので、ぜひこの要覧に今後記載をしていただきたいなという思いがいたしますが、教育長のお考えをお聞きいたします。

○山本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの宍戸議員の御指摘につきましては、前向きに真摯に検討してみたいと考えておるところでございます。

ただ、先ほども申しましたように、こんにち、例えで言いますと、国際教育でありますとか、先ほどの平和教育でありますとか、人権教育でありますとか、時間数の中に、いわゆる教育課程の中にあがっていない教育というものをさまざま展開することとなっております。これらにつきましては、先ほども申しましたように、各教科でありますとか道徳、

あるいは領域の中の学習と関連づけてということでございますので、教育要覧に具体的な表現をあげていないということで軽視しておるということではございませんので、その点については御理解をいただければと思います。以上でございます。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

宋戸邦夫君。

○宋戸議員 当然、教育行政には私としても介入することはできませんし、しませんが、ぜひそういう重きを置いた指導といいますか、教育要覧にしていただければと思います。

家庭や地域での平和教育の学習といいますか、そういうことはこの8月の安芸高田市の広報でも記載してあります。そういうふうなものも重要性を今の社会では持つものだろうと思いますし、いろいろな体験者も語っておられます。そういうところを考えながら、特に教育の充実・強化に向けてぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。

安芸高田市人口ビジョンと総合戦略について、市長にお伺いいたします。

このたび「安芸高田市人口ビジョン（案）」と、「安芸高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略骨子（案）」が示されました。広島県でもこの案を示されたというのは初めてではないかと思えます。そういうことで、これは国の交付金とのかかわりが深い戦略であります。早い取り組みで、私は一定の評価をしております。

そこで、総合戦略（案）では、2015年度（平成27年）から2019年度（平成31年）までの5年間の目標や施策の基本的方向、具体的施策を定めたものになっています。人口ビジョンからすれば長期的戦略が必要と思われませんが、市長のお考えをお聞きいたします。

○山本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの議員の御質問にお答えいたします。安芸高田市の人口ビジョンと総合戦略についての質問でございます。最初に、人口ビジョンを踏まえた長期的戦略の必要性についてのお尋ねであります。

御承知いただきますように、本市におきましては「人口ビジョン」並びに「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を本年10月末までに策定することとしております。

先般、議会にもお示しいたしました人口ビジョン（案）につきましては、人口減少がより深刻化する中で、本市の人口の現状と今後の動向等についてさまざまな視点から分析を行い、将来展望について提示したところであります。

その中で特に考慮すべき課題といたしまして、人口減少と少子高齢化が着実に進行していること、生産年齢人口が一貫して減少していること、出生数の減少により自然減が大きく拡大していること、若者世代の流出

超過により社会減が拡大していること、男女ともに未婚率が高くなってきていることなど、極めて憂慮すべき分析結果が出ております。このまま推移しますと、地域活力の衰退は無論のこと、地域コミュニティの低下等により、集落機能の維持にも深刻な影響が懸念されるところでございます。

このため、現在策定中の総合戦略におきましては、特にこれらの分析結果を踏まえ、自然減と社会減の両方に着目した対策が必要不可欠であり、その基本の方針として、婚姻率を高め、これによる出生率の向上、また若者の流出超過の抑止、また生産年齢人口の減少抑止対策のためのUIターン等による移住の促進を掲げ、これに沿った具体的な数値目標や施策もお示したところでございます。

御指摘のように、人口ビジョンを踏まえた総合戦略につきましては、国・県と同様に、平成31年度までの5年間の計画期間となっておりますが、その後も引き続き、計画の改定が求められるものと認識しております。言うまでもなく、人口減対策は5年間で完了するものではございません。5年後の総合戦略の改訂に当たっては、国・県の動向も踏まえたものになるかとも思いますが、同時に本市の最上位計画であり、今後10年間の長期ビジョンとして策定いたしました「第2次安芸高田市総合計画」に掲げる施策を着実に推進することにより、人口減少克服、地方創生はもとより、本市の総合的な振興・発展に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 総合戦略の骨子を見てみますと、先ほど市長が答弁されましたように、第2次総合計画と整合性は取れておるといふふうに私も中身を見させていただきました。相当、努力をされた案になっていると私は思っております。早く制定に向けての取り組みをしていただいて、安芸高田市独自の案でありますので、ぜひこれをしっかり練っていただきたいと思うわけであります。

長期総合計画は10年でありますし、なぜこの5年ということになったのか、そこらをお伺いしたいと思います。

○山本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 何で5年かというのは、国のほうの短期に成果を出すという意味だと思います。ただ、そうとはいえ我々も第2次、10年間の計画を立てたわけですから、安芸高田市ではこれに沿うような形でつくりました。

特に、人口減問題につきましては、10年後の人口想定を約3,300人減ります。今から自然にいったら。それを今の総合戦略では、2,100人まで抑えていこうと。ということは、10年間で1,200人ほどカバーせないけんということです。1,200人っていったら、1年間に120人ほどちゃんと定住してもらわないけんということになるので、定住か出ていく人を

抑えるか、入ってくる人を増すかに絞っております。非常に大きな課題なんですよ。

ただ、あえて我々行政が一丸となってこの課題に挑戦したいと思っています。そのためのこれからの仕事は目的設定をして、具体的に何をするかということを今検討しています。こういうことがまた具体的にわかればまた皆さんにお示ししますが、今のような長年の行政が計画を立てても具体的な施策は何かというのは、まだなかなか見えないところがあるので、強いてそこに今挑戦をしているということでございます。御理解をしてもらいたいと思います。

10年間で1,200人、5年間で600人をカバーするというのは非常に難しい課題でございますけれども、これを克服しないと限界集落とかこういうことになってくるので、目標を持ってしていきたいと。これでも人口が3,300人減るところを2,100人と、これも大きな課題なんですけど、これをあえて挑戦していきたいと思っています。国がなぜ5年間にしたかと、また次の計画も来ると思いますが、当面は5年間で成果を出せという指示と私は理解しております。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 国の方針ということもあるかもしれませんが、5年、6年で成果があがるというのはなかなか困難だろうと思います。よって、やっぱり長期的な姿勢を持って対応していかないと、人口をふやすといってもそう簡単ではないと思います。減る傾向にありますけれども、できるだけ維持していくということも大事だろうと思います。やはり長期的な展望を持ったものにしないと、5年で終わるのかなというふうに思うわけです。

今回の総合戦略の骨子案を見ますと、今までの計画よりもちょっと違うところは、それぞれの事業が目標数値を定めてあります。ここがちょっと今までの計画と違うだろうと思います。それを達成するためには、短期でできるという場合もあるでしょうし、ほとんど100%と言う数値はありませんね。5年間。中には35%、50%というふうなところがあるわけです。そういうことになると、5年では到底達成できないということですから、長期的な視野に立った総合戦略を国の方針とは別に、市は市としての取り組みを具体化していくということで、こういう骨子案を長期にさせていただきたいと思いますが、市長のお考えをお聞きいたします。

○山本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 貴重な御提言、ありがとうございます。全くそのとおりなので、我々も国がそう言っても、第2次の総合計画、10年を見据えた計画をベースにやっていかないと議員御指摘のように先が見えないと困るので、それを見据えた上の5年計画と。その計画で取れるお金は今取っていきこうじ

やないかということでございます。

今、大体工事の進捗とか進行管理をやっていますけど、今度は今の1,200人とか、こういう目標の進行管理を、職員が一丸となって数字を認識することによって1歩でも前にいくんじゃないかと思っています。先般、そこを指示したところでございます。今までは道路の進捗状況とか報告会を振興会がやってたんですけどもそうじゃなしに、こういうようなことをIターンはどうなったとか、Uターンはどうなったとか、目標設定を。場合によってはその設定を下げていかないけんかもわからんですけど、できる限り高めの設定をして努力するのが我々の義務だと思っていますので御理解をしてもらいたいと思います。全く同感でございます。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

宋戸邦夫君。

○宋戸議員 5年間では到底達成できないという数値になっておりますので、長期的な視野に立った計画を作成していくべきだろうと思います。内容を見させていただきましたが、充実した内容になっていると、事業展開ができるようになっていきたいと思いますので、これを忠実に実施していただきたいと。それとさらに、これは今、案であります、早い制定を目指していただきたいと思います。

次に移ります。

この総合戦略が策定された場合、市民・企業等の協力が不可欠と思いますが、その周知についてはどのようにお考えですか。お聞かせいただきたいと思います。

○山本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 総合戦略の周知についてのお尋ねであります。

総合戦略の策定並びにその施策の推進につきましては、議員御指摘のとおり、行政のみでなく市民をはじめ企業等の協力は不可欠であります。そのため、策定した総合戦略につきましては、策定後、速やかに、かつ施策の具体的中身についても十分御理解いただけるよう周知を図ってまいりたいと考えております。

御承知のように、本市の総合戦略の策定・評価に当たりますには、市民代表、学識経験者、各種団体で組織する「安芸高田市総合戦略懇話会」を設置し、議論をいただいているところであります。

策定後の計画等の周知につきましては、広報紙やホームページの活用はもちろんのことでございますが、この懇話会の委員の皆様方にもそれぞれの団体・組織等において、幅広く戦略について周知していただくようお願いしたいと考えております。また、要請があれば担当職員が出向き、説明もさせていただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、市民の皆様方をはじめ、企業等にも御協力をいただけるよう取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解

と御協力を賜りますようお願いいたします。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 先ほど申し上げましたが、どうしても市民の協力、また企業等の協力がなければ達成できないと思いますので、机上の議論にならないようにしっかりとPRをしていただいて、市民に対してしっかりと周知をして協力を仰いでいただきたいと思います。

一応、2項目について質問をさせていただきましたが、それぞれ納得のいった答弁だったと評価をして、私の一般質問を終わります。

○山本議長 以上で、宍戸邦夫君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

16番 金行哲昭君。

○金行議員 16番、政友会、金行でございます。

通告のとおり、空き家対策特別措置法について、質問をさせていただきます。

この空き家対策特別措置法は、2015年5月26日に全面施行されました。内容は、今まで空き家固定資産税には優遇措置があり、更地には6分の1の税金等々の減免措置。しかし、今度の法令には、電気や水道の使用実績がない、人の出入りのない固定資産税が6倍もかかる。しかも、空き家には防災上の問題があるかないかによって50万円以上の罰金がかかると、強制撤去もあるという田舎では非常に厳しい措置でございますが、これは全国的になったので、田舎だからこの法律はいいということは限らない、田舎と町というのがちょっとちぐはぐするような法令でございますが、これは法律ですので非常に我が市としては厳しい法律だと私は感じております。

現在、先般、総務省が空き家対策を発表しましたが、まず全国には820万戸ぐらいあるということになって総住宅数の13%もあるということになっていますが、新聞等々によりますと、2008年ごろには63万戸ぐらいだったのが、今はそこまで伸びている。

また、我が市は非常に担当課が熱心で、住宅関係の調査をしてくださっていて、今のところ1,900戸ぐらいだったかなということで調査は進んでいると思います。うちの産業建設委員会にもあがって、問題を監視されていることも聞いております。

ですが、この空き家対策特別措置法は、今度は市町村に非常に監督責任を問われる法律でございます。この法律を市民にどのように理解といいますか、周知するのか、まず1点お聞きします。

○山本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの金行議員の御質問にお答えをいたします。本法律の全面施行に伴い、市の監督責任を住民へどのように説明をしていくのかという御質問でございます。

本法律第4条の「市町村の責務」では、「市町村はその区域内で、空き家等に関する対策を、総合的かつ計画的に実施するため、基本方針に即して、空き家等に関する対策を定めることができる」と規定されております。この計画には9項目の事項を定めるものとされています。

主には「空き家等の調査、所有者等による空き家等の適正な管理の促進、空き家等に関する相談への対応、及び空き家等に関する対策の実施等」に係る事項で、その具体的施策について定めることが定められております。

その中でも、本市では、昨年、本法律に先駆けて、市内全域の空き家を特定し、空き家の実態調査を実施いたしました。空き家の所有者に対して管理等に関する意向調査を実施しております。この調査を実施するに当たり、本法律の施行に向けた所有者の適切な管理を促すことを踏まえ、調査に御協力いただきました。議員御指摘のとおり、所有者はもちろんのこと、今後、空き家対策を進める上で、地域との連携は必要不可欠であります。

現在、準備しております「空き家対策協議会」において、空き家対策計画を策定し、策定後には空き家対策に関する事項について、広報等を中心に、広く住民の方へ周知してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 田舎、過疎地、市長が今答弁されたように、我が市は前もって空き家対策がどうあるべきか、空き家対策に非常に関心を持たれてやっていたという答弁もございましたので、その調査等は済んでいると思います。

次の質問に移ります。

そういう調査の中で私が考えるのは、「特定空き家」と認められた物件、持ち主に修繕や撤去の指導や命令ができ、命令に従わない場合、強制的な撤去もあり、代行執行も行政ができます。その点はどう考えておられるか、お聞きします。

○山本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「特定空き家と認めた物件の所有者への対応」についての御質問にお答えをいたします。

本法律第14条では、「特定空き家等に対する措置」が規定されております。特定空き家等とは、「そのまま放置すれば倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあるものと認められる空き家等」と定義されております。

この定義をもとに一定の基準を定め、特定空き家等として認めた場合

の概略の手順としては、当該所有者に対して、「助言または指導」を行います。改善されない場合には、「勧告措置、改善命令、最終的に行政代執行」となります。この間には、当該所有者に対しては、相当の猶予期限を設け改善させる等、それぞれの段階を踏み対応することとなるため相当な期間を有することが想定されます。

いずれにしましても、法律に規定されているように、基本的には空き家等の所有者等がみずからの責任によりの確に対応することが前提であるため、現段階では、当該所有者に対して状態の報告等を行い、適切な管理に努めていただくよう、粘り強く推進する必要があると考えております。

現在、準備しております「空き家対策協議会」におきまして、特定空き家等に対する措置について、具体的な方針を定めることとしております。御理解を賜りますようお願いいたします。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 特定空き家所有者についての答弁がございました。この過疎地においては、広島の人にしても広島の町で空き家を持っておる人でそういうのを聞いて心配でこちらへ電話をされて来られておるといの方も何人かいらっしゃいましてその話も聞きます。

特定空き家になったときに、具体的に今から何年かは猶予期間とか、そういうものと言われましたが、期間をもって具体的に出していくと言われますが、その具体的な案はまだ全然考えておられないのか。大体、1年、2年、3年ぐらいの猶予を持つとかいう考えがあるのかなのか、1点お聞きします。

○山本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 この課題につきましては、国が法律をつくる、つくらないにかかわらず、安芸高田市としては調査しました。その調査の空き家が今1,900戸と言われましたけど、それを私はこれから売っていきたくとか貸したいとか、管理したいということもあります。その中で3つの施策がそれぞれ必要なんですね。売っていきたくという人や貸したいということについては、定住に結びつくように今指示をしています。できるだけ市民の方々に住んでもらうと。住む方につきましては、子ども部屋をつくったりという施策の展開もあり得ると思っております。

問題は、議員御指摘の3番目の、自分で管理するということですね。その管理の問題については、実態はどうかを今、担当課が調査しますので、早い時期にその方向を定めていきたいと。場合によっては、先般、東京都が実施いたしましたように、皆さん方に上乘せ条例をつくらないけんかもわからん。というのは、今の法律では中に入れないじゃないですか。よその財産の中に。でも危ないとか、近所の方がこれもう野良猫の巣になってるとかいうことになったら、もう行政も代執行をせ

ざるを得ないので、そういうことをどうするかということをお勉強しないけんと思うんです。こういうことを今調査していますので、早い時期にその方向性を定めていきたいと。

つくるかわかりませんが、その特定空き家につきましては、例えば他のまちのように上乗せ条例をつくるかもわかりません。その検討をしているということで理解をしてもらいたいと思います。せつかく1,900戸の調査をしたわけですから、これをうまく活用していきたいと。活用というのは、人に売ったり貸すだけじゃなしに、今現在の空き家もうまく管理してもらおうということでございますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 3つの、空き家の修理をする、定住に前向きにやる、これこそいま同僚が質問した、安芸高田市人口ビジョン総合計画にもこれは入っておりますし、また入れるべきだと思って、そこらを平行に進めていく。3番目は、上乗せ条例をつくると。つくる、つくらはわからんが、私はつくるということで、住民に不安のないように。国の施策はそういうことですから、特例をつくるということですから、期待しておきましょう。次の質問にまいります。

その中でこれも非常に懸念されておる一つですが、過疎地でございます。それから広島市じゃ、この吉田町を見て家が密集していますが、過疎地の奥のほうでは山の一軒家のようなところもございます。防災はちょっと問題があり、衛生とか景観とか周辺に対しての迷惑がないということもございます。これは特殊法にそういうことがあっても一軒家でもかかるのか、非常にこれはそこへいらっしゃらない方は、住民の1人でも言われたらもうそのようなことがあるんですが、そういうところは特殊法がかかるのか、かからないのか、どうにかなるのか、1点お聞きします。

○山本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「山の中の家で防災・衛生景観・生活環境に影響がないところでも本法律が適用されるか」についての御質問であります。

本法律におきまして、空き家等とは、「建築物またはこれに属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの、及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む）をいう」と定義されています。したがって、議員御質問の件につきましては、例え、山の中に存在する空き家で防災、衛生景観、生活環境に影響がないところにつきましても、本法律が適用されることとなっております。

議員御指摘のように、全然環境的ということもわかりますので、このことについては、空き家特定の定義については我々が上乗せの検討をするかということはいずれの課題としておりますので、御理解してく

ださい。山の頂上で全く人の影響がないというのであれば。ただ、人に影響がなくても火災に影響があるとか、環境に影響があるとかでは困るので、そういう意味で、今の法律の適用からすれば、どこにあっても影響するということでございます。これを前向きに考えることについては、また市独自で検討していかないけんということで、御理解をしてもらいたいと思います。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 次の質問に移ります。

固定資産税の軽減措置はどのようになるのか、その1点をお聞きします。

○山本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「固定資産税の軽減措置はどのようになるのか」についての御質問でございます。

住宅用地は、その税負担を軽減する必要から、面積の広さによって課税計算の元となる「課税標準額」を200平米以下の部分の敷地は「6分の1」、200平米を超える部分の敷地には「3分の1」とする特例措置が地方税法や市税条例で定められております。

空き家対策特別措置法では、老朽化した空き家に対し、助言や指導、勧告されたにもかかわらず、改修など必要な措置を講じない場合、家屋が建っていてもこの固定資産税の特例措置が適用されなくなることが規定されております。

また、所有者が家屋を解体した場合も、この特例措置は適用されないため、住宅用地の課税標準額が上がり、固定資産税が高くなることが予想されます。しかしながら、解体前は、家屋と土地をあわせた税金を納めていただいておりますが、家屋に係る税金が減った場合、必ずしも税金が高くなるとは限らないので、不要な家屋を解体することも必要であります。

現在、準備しております「空き家対策協議会」において、特定空き家等に対する措置について、具体的な方針を定めることとしております。「特定空き家等」に対する施策として、今後、解体等に要する支援策等、検討していく必要があると考えております。

現在、空き家対策の解体を推進しても、広島や東京に住んでおられても、税が安いから放っておくんだということも起こっています。このことが現に住民に対して危ないということであれば、解体を促すような施策の展開を図っていく必要があると考えております。

いずれにいたしましても、こういうことを踏まえ、空き家対策協議会の議論をしてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金 行 議 員 空き家対策特別措置法のことで住民が非常に懸念されている点、また私自身も懸念している点、同僚も懸念していることをいま質問しました。もう法律が決まったからということじゃなく、住民を納得させ説得して出さないといけないものは出さないけん、措置せないけんものは措置せないけん、その中に市としての具体的なことも考えられることもする、説明もするということですので、それを切に願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

○山 本 議 長 以上で、金行哲昭君の質問を終わります。  
この際、1時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○山 本 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
続いて通告がありますので、発言を許します。  
4番 下岡多美枝さん。

○下 岡 議 員 4番、無所属、下岡多美枝でございます。

初めに、ことしは海水温や海流などが変動するエルニーニョ現象がたびたび台風、竜巻、水害などの災害を発生させております。今回の台風18号による大雨災害につきまして、心よりお見舞い申し上げます。また、1日も早い復興をお祈り申し上げます。

それでは、通告に基づきまして2点、質問させていただきます。

初めに、在宅介護について質問させていただきます。近年、政府の政策は「家での介護」を基本にしようとしています。が、当市の今後の高齢者介護の方向性をお聞かせください。

○山 本 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 ただいまの下岡議員の「在宅高齢者介護の方向性」についての御質問にお答えをいたします。

安芸高田市高齢者福祉計画第6期介護保険事業計画における高齢者の推計では、今後、総人口は継続的に減少する半面、要介護状態になる割合の高い75歳以上の後期高齢者は、平成37年度まで増加し続けると推測されております。また、平成27年度の介護保険制度改正により、特別養護老人ホーム入所基準が原則要介護3以上となりましたが、入所者の約16%が要介護2以下の利用者であることから、介護度が低くても在宅生活が困難な方が、ある程度おられると言えます。

国が策定する要介護2以下でも入所可能な「特例基準」に基づき、一人一人の状態に応じたサービスの提供を進めることが必要となります。要介護高齢者の生活を支えるという観点からは、在宅サービス調整のみならず、在宅サービス利用から施設入所に至る過程でのサービスの連続性の確保、施設からの退所・医療機関からの退院者へのサービスの切れ

目ない提供確保など、高齢者の状態の変化に対応してさまざまなサービスを継続的・包括的に提供していくことが必要であります。また在宅での終末期を尊厳を持って送ることができるためには、適切なケアとともに疼痛緩和など在宅医療・看護による支援が不可欠と考えます。そのために安芸高田市では、「地域包括ケア推進協議会」を中心に、医療・介護・予防・住まい・生活支援などのサービスを切れ目なく提供することができる「地域包括ケアの推進」に取り組み、高齢者やその家族を包括的に支援していくことができる地域づくりを推進しているところでございます。御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

下岡多美枝さん。

○下岡議員 市長が申されましたように、切れ目ないサービスを送るということは、高齢者にとって大変安心できることではないでしょうか。高齢者を一くくりにはできません。一人一人のパターンが異なっております。同じ一人の高齢者でも一日一日変化し、その変化をとめることは大変困難でございます。老後の暮らしを充実するためには、多くの協力委員のチームワークが必要だと考えられます。

例えば、趣味の仲間、民生委員、介護のサポート、サロン、保健婦、近所の皆さん、社協、家族、親族、新聞配達の配達員、郵便局員、ギフトの配送される方、水道・電気メーターの確認者、まだまだお世話になっている皆さんのおかげで在宅生活が続けられることができると思われま

す。いつも市長は、「とんとんからりんの隣組」と市民総ヘルパー構想の挨拶のときに話されますが、高齢者と先ほど話した在宅暮らしにかかわりを持つ人たちの一つのチームとして在宅連携事業を立ち上げる必要があると思われま

○山本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員御指摘のとおりでございまして、今一番安芸高田市が抱えているのは、そういうところを責任を持ってみる組織がないということですね。誰が悪いというんじゃないですよ。例えば、社協にしても地域振興会にしてもお祭りはしっかりあるんですけど、こういうことがない。今回、そういうのを新たにつくっていかないけんと思っています。

そのためには、今の行政嘱託員はどうあるべきかとか、組織の見直しも含めてしていかないけん。我々が市や地域を回って感じるのは、非常にショッキングなことがあります。私、回ってるんですよ、地域を。おばあちゃんが言われるのに、行政が不安じゃって言うてんですよ。何で不安かわかりますか。要は、自分のライフスタイルが全然わかってないんですよ。あなたは、いまはひとり暮らしですよ。今、食事を運んであげますよとか、話し合い手に行つてあげましょとか。そろそろ今度はケアサービスしてあげましょとか。将来的にはしていきますとい

う、このライフスタイルがわからんですよ。安芸高田市、これが全然。これをわかるシステムを今考えるように担当部長には指示してるんですけども、これができたら、広島県でも画期的なことになると思います。県自体が指導してないので、ばらばらです。

だから、議員御指摘のように、こういうことを小原地区なら小原地区でしっかりライフスタイルがわかれば安心してと。我々が施設に入れてあげても、国のほうが3以下は入っちゃいけないとか、出さんにやいけないの、今度は。気の毒な話ですね。だから、今ケアマネジャーが全部やっていると。そうじゃなしに、ちゃんと全体で責任を持ってやってもらえるというシステムを構築していきます。これが広島県で一番欠けているところなので、できればそういうシステムをやってみたいと思っています。これからやりたい一つの大きな仕事です。これをどういう単位でつくっていくかということですね。このことがないと、なかなかいろんな施設ばかりつくって、行政が心配なけ、申し込んで入らないけんとかいうことです。我々の責任です。これずっと合併して10年間やってきたわけですから、市民に全然信頼されていないので、ここの回復を図っていききたいと。

そうすると、こういうシステムの構築によってまちが生き延びていくということです。それを構築した暁には、地域の方々の自助とかもやいととかいう精神を生かしながら、行政としてもそこへ集中的に投資をしながらすれば、何とかこの町が生き延びていくんじゃないかと思っています。老人とか、こういうのを守ることがまちの一番重点事業なので、道路や川をつくることより、今はこういうことが先決問題だと思っていますので、御理解をしてもらいたいと思います。議員御指摘のとおりです。

この間、県のほうもこれをやりたい人がおります。できないのは、縦割りの組織の中で身障者のサービス、老人、全部違うんですよ。これじゃ困るので、こういうことを踏まえながら、次のシステムの構築を図っていききたいと。これは非常に大きな課題です。行政嘱託員のあり方も検討せないけんかもわからん。大きな問題の提起でございます。しっかり検討していききたいと思いますので、御理解してください。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

下岡多美枝さん。

○下岡議員 市長、本当に力強い御意見をいただきましてありがとうございます。ぜひとも、安心して在宅介護がスムーズに受けられることを願って、次に入ります。

親の介護のために離職を余儀なくしなければならないときに、安心して在宅介護ができる制度をつくる考えは。例えば、在宅介護する人にリフレッシュしていただくために食事会などがあります。

平成22年度国民生活基礎調査によると、同居が64.1%で最も多く、続いて13.3%が事業者、別居の家族などが9.8%となっています。在宅介護者の家族の手当の制度をつくる考えはないか、お聞かせください。

○山本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの下岡議員の「親の介護のために離職を余儀なくしなければならぬときに安心して在宅介護ができる制度」についての御質問であります。

現在、高齢化とともに介護離職は大きな社会問題となっており、介護の負担が増加するだけでなく、収入は当然なくなり、介護が終わったとしても年齢的にそこからの再就職が困難であるなどさまざまな問題を抱えております。

厚生労働省の実施した調査によりますと、30歳から40歳代の男女、50歳代の男性が急増し、介護離職の若年化と男性の介護参加率が高まっているといった状況にあります。

安芸高田市においては、「在宅高齢者家族介護支援手当」「家族介護用品支給事業」、また精神的負担の軽減を目的とした「家族介護者リフレッシュ事業」を実施することで、家族介護者の負担軽減のための支援を行っているところであります。

今後においても、他市町の状況も把握しながら、介護者に対する支援の充実に向けて、検討してまいりたいと考えております。このことは非常に大事な話なので、今国に対して言ってるのは、労働の概念が、日本人はちょっとおかしいんですね。というのは、労働というのは8時から5時までと。それ以外は臨時という概念なんですけど、今私が主張しているのは、コンピューターがあるんですから、時間概念を変えると。私、子育てで10時から3時までではちょっといけんけど6時からやりますとか、そういうものを正社員とする仕組みができませんかということと、企業とも相談しています。これは、まだ大きなハードルなんですけど、こういうことをしないと、在宅で家族を見れないと。

一般も3人以上の子どもの保育料を無料化したり、やればいいんですけど、莫大な財源が要るわけなので、これは一番最後の課題として、まずは大きな仕組みづくりが大事だと思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思います。

気持ちはわかるんですけど、大きなハードルがあると。日本人の概念から変えていかんと、企業の方々も家で仕事したら、アルバイトとか時間給だということになるので、これを本採用とかいう仕組みをつくらないと。今後、私が提案、シングルマザー手当とかをやろうと思っても、根本的にはそういう課題を解決しないとなかなか前にいかんということとでございます。大きな課題であり大事なことなので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

下岡多美枝さん。

○下岡議員 私も市長がおっしゃることもよくわかります。

高齢者の方でも健康な人はグラウンドゴルフや講演会などに積極的に

参加しておられます。参加者は同じ顔ぶれが多いと感じております。高齢になっても元気でいたいと参加されておられます。

2015年の健康寿命は、男性80.5歳で女性は86.83歳です。介護保険は同じように納めていても、使わないで暮らせる幸せもあります。介護保険を選択したとき、介護者が安心してできる制度が必要ではないかと思えます。先ほど申されたことも、私わかっておりますが、もう一度その辺のことをお聞かせください。

○山本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 私は根本的にこの介護保険制度が今後危ういと。というのは、これを手直してやるというのはもう課題じゃない、日本もしっかり考えにゃいけないんですけど、この介護制度というのが、今後10年間で介護費が倍になると予想される。医療費が5割増し。この仕組みの中で誰が介護料を払うかということです。そうすると、今の仕組みを抜本的に変えないけん。だから、さっき言われたように、在宅介護とか自分で見るとか、そういう仕組みをしっかりつくらないけんということです。よそのまちが構築して国をあてにしてから介護費もらってからと言ってもだめなので、こういうことをしっかりみんなと考えていかないけん。

これはやっぱり私が言ってる自助とか、こういうことが一番大事になってくると。みずからの健康はみずから守るとか、元気な人は何ぼ歳をとっても介護するほうに回るとか、こういうことをしていけないと、いつまでも補助金とか言ってたんじゃ、安芸高田市は沈没すると思います。大きな問題なので。それじゃ私が介護手当をあげようとかか、こんなことをしても目先のことなので、もっとふえることが大きな問題。こういうことをマスコミもしっかり訴えてもらいたいと思います。

先般、NHKのクローズアップ現代でやられたんですけど、これは大きな課題です。国民保険も介護保険も将来もう掛けるものがおらんって言ってる、みんな。若い人が掛けんと。アメリカなんかはないんですよ、こんなものは。自分で負担するんですよ。皆さん方、全部これ行政が負担すると思ってるんでしょう。こういうことやるとやぶれる思うんですよ。そうするためには、我々が、みずからがみずからで守っていくシステムの構築が大事だと私はそう思ってます。こういうことに向けて今後もうやっていかないかんと。

地方創生といったって、元気でいることをせないけん。何をやるとか補助金の関数のことといったって国はあてにならないので、原点は我々がこういうことを考えていくことが、この安芸高田市が生き残れる道だと思っております。一緒になって考えましょう。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

下岡多美枝さん。

○下岡議員 最も市長の考えられていることも、私も考えて考えて考え抜きました。しかし、介護する側からしてみれば、本当に考えても考えてもだんだん

親の年金だけでやっていかなければならない実情もございます。どうかいろいろな考えをまとめていただきまして、安芸高田市の市民が安心できる制度ができればと思っております。

次に入ります。

子育てをしながら在宅介護をしているダブルケア、要するに育児と介護を余儀なくしなければならなくなっている子育てママの実態についてお聞かせください。

○山本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの議員の「子育てしながら在宅介護している、ダブルケアの実態について」の御質問でございます。

高齢化社会が進む中、本市におきましても、育児と介護の両立をせざるを得ない家庭がございます。

全国的に核家族化が進む中、都市部と違い、安芸高田市など、中山間地域の町では、2世代以上が同居されている家庭が多数ございます。そのような家庭においては、仮に、親の介護をしなければいけなくなったとしても、若い世代が安心して、親と同居し子育てができるよう、子育て環境の充実を図る必要があると考えておるところであります。

安芸高田市内の保育所入所の理由においても、「介護・看護」を理由とし、入所されている世帯が17件あります。そのような家庭では、お子さんを保育所等に預けている間に、御家庭において手厚い介護、あるいは介護サービス等を利用して、心身のリフレッシュを行い、精神的負担の軽減をされていることだと思えます。

子育てと介護を両立できる環境を整備することは、若者の定住促進にもつながるものだと考えております。今後においても若い世代が安心して親と同居できるよう、介護環境並びに子育て環境の充実に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

下岡多美枝さん。

○下岡議員 いろいろなサービスがあると聞かせていただきました。ダブルケアの在宅介護は積極的に介護度にかかわらず、毎日でもデイサービスのお迎えができるように特例はできないか、その点についてお聞かせください。

○山本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 貴重な提案でございますけれども、実態は担当部長のほうから話してもらいます。ただ補助金を出してやればいいのかというもののじゃないので、実態を踏まえながらほかに方法がないのかとか、これが効果があるのかということを踏まえながら、次のステップにいきたいと思います。決して必要じゃないということではなしに、詳細につきましては、安芸高田市が今どうなっているのかという状態は、担当部長のほうから説明します。

- 山本議長 答弁を求めます。  
福祉保健部長 可愛川實知則君。
- 可愛川福祉保健部長 下岡議員の御質問でございますが、子育て世帯が介護をする場合に、子育て世代であるがゆえに制度的な特例がないかということでございますが、現在のところはそのような取り扱いはいたしておりません。  
しかしながら、市長が申しましたように、いろんな角度で皆さんのお困りの部分をフォローできることを考えていかなければならないと思っておりますので、今後、他の例も考えながら検討してまいりたいと思っております。以上でございます。
- 山本議長 以上で、答弁を終わります。  
下岡多美枝さん。
- 下岡議員 いろいろな角度で考えるとお答えをいただきました。  
子育て環境の充実のためにも、高齢者が生涯、笑顔があふれる、安心して子育てと自宅介護ができる政策をお願いして、次にまいりたいと思っております。  
安芸高田市のブランド商品について、お聞きいたします。  
安芸高田市に観光客が来られたとき、例えば、神楽門前湯治村、たかみや湯の森、道の駅北の関宿、産直市などの観光客のお土産としての取り組みについてお聞きいたします。
- 山本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 ただいまの下岡議員の御質問にお答えをいたします。  
お土産品の開発は、誘客を促進する上からも、また観光消費額の増額を図る上からも、重要な取り組みであると認識しております。そこで、これまで開発してきた神楽関連商品や、新たな商品を発掘・整理し、販路拡大に向けた商品のブラッシュアップを図っていきたいと考えております。  
今年度の事業では、例えば、夜叉うどんのカップ麺、または半生麺での商品化の可能性についても、リサーチすることとしております。  
いずれにしましても、商品をブラッシュアップし、成功事例をつくることで、地元事業者の売れる商品化、販売力向上の気運を高められるよう支援をしてまいりたいと思っております。  
行政、ややもすればこれまで合併以来、いろんな特産品をつくってますけど、売れる商品がないと。いつまでも何年たっても補助金をくれというような世界じゃ特産品じゃないんですね。やっぱり皆さんの所得につながるような方向でしっかり考えていきたいと。売れば売るほど市民の懐が潤うという感じに持っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。そういうことを今、担当部長には指示しておりますので、よろしく願いいたします。
- 山本議長 以上で、答弁を終わります。  
下岡多美枝さん。

○下岡議員 全く市長と私は同じ考えでございます。

私は、安芸高田市の商品について調査していますが、観光客が余りにされていないのが現状でございます。東京で、広島アンテナショップを覗くと、安芸高田市の商品はしょう油が目にとまりました。他には何も目にとまりませんでした。北広島町は干し大根でした。ほとんどが瀬戸内海寄りの福山、尾道、音戸、呉の商品でした。1つだけびっくりしたのは、三次の辛麺です。2袋から3袋ずつ購入されておられました。珍しい商品の開発が、消費者の財布を緩めるきっかけと考えます。

しかし、東京に売り込むには手数料が発生します。6次産業として新製品の開発が認められると、手数料の補助などの考えが必要だと私は思いますが、市長のお考えをお聞きかせください。

○山本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員の全くおっしゃるとおりなので、手数料を補助したら、例えば、3年間補助したらちゃんと特産になるというならするんだけど、永久に補助というのはだめですね、これは。その辺のところを厳しくいかないけんということですよ。

だから、市民に還元できる形で、税金を使ってやるわけですから。趣味でやってるわけじゃないんだから。こういうことをしっかりやっていきたいと思ってます。

今の商品についてもどうしたら売れるかと。ネットを使ったら売れるか、モデルが悪いのか、商品の大きさがいいのかとかいうことをしっかり研究していきたいと思えます。こういう概念から売っていきたいと思っています。

私も実は、吉田町長時代に大河ドラマを体験して、市内のまんじゅう屋さんがあったんですよ。これは、私一応道路公団にちょっと顔がきいたもんだから、店を紹介することができたんですよ。そのサービスエリアとかなんかに。ただ、そうするとどこでつまづくかといったら、やっぱり置く金ですよ。ただ、人に売ってもらおうと思ったら、1,000円の品物を600円で入れないけんのです、絶対に。こういう概念が市内の方になかなかないので、うまくいかないということです。自分のつくったものは自分の家で自分が売って商売になっておるということなんです。我々、活性化にすれば、乳だんごみたいに大量生産をして、そこで雇用が出てきてこういうことにならないけんのですけど、そのハードルにはいま一歩、まだ市民の認識もないんじゃないかと思っています。ここらをしっかり相談していかないけん。こういうことをしっかり。

将来的に見込みが立つなら、やっぱり行政と信用して手数料とか。後押しはするけど永久じゃなしに、3年間後押ししたら自立しなさいというような方向づけの指導をしていきたいと思っていますので、御理解をしてもらいたいと思えます。

また、そういう商品を探しているところなので、議員さん、いいもの

があれば、また提案してもらいたいと。まずは、今までつくったものが百何ぼあるので、この分を見直ししてみたいと思います。売れるのかどうか。ネットで売れるのかどうか。それで次のステップにいきたいと。毎年、この予算組んじゃ商品つくって、売れんのをつくっちゃ、またつくり、百何ぼですよ、旧町でつくったんが。だからこんなことにならんように、1個でもいいからヒット商品が出るように努力していきたいと。それで、市民の活性化につながるようにしていきたいと思いますので、どうか御理解をしてもらいたいと思います。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

下岡多美枝さん。

○下岡議員 市長、ぜひとも調査され、6次産業が発展することを願っております。ぜひとも前向きな検討をお願いいたします。

次に入ります。

昭和20年ごろから広島の名物として豚のせんじがらがつくられていました。玉葱やジャガイモを入れ、肉じゃがを炊いていました。たんぱく源としておいしく食べておりました。

現在は、酒のつまみとして豚肉、せんじがら以外に、牛肉や馬肉でもせんじがらが製造されていて、評判で手に入らないときもあります。シカやイノシシのせんじがらを開発する取り組みはできないか、市長のお考えをお聞かせください。

○山本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの御質問にお答えいたします。「シカ、イノシシの『せんじがら』開発」についての御質問であります。

御提案いただきました「せんじがら」は、広島の名物として定着しており、愛好者も多くおられます。安芸高田市内でも、豚や馬などの「せんじがら」を商品化し、産直市等で販売されている業者もごございます。

一方、現在取り組んでいるジビエの活用につきましては、食肉として、ブロックあるいはスライスでの販売を行っているものであり、薫製等の加工品の製造・商品化につきましては、必要な機器の調達を含め、今後協議・検討をしてまいりたいと考えます。ただし、厚生労働省の「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針」では、「可能な限り、内臓については廃棄することが望ましい」とされておりますので、内臓の活用につきましては慎重な対応が必要でございますので、御理解を賜りたいと思いません。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

下岡多美枝さん。

○下岡議員 どこにもあるものではなく、他市にない商品の開発が外貨を稼ぐと思っております。きっかけになった観光客のお土産につながると考えますが、地域おこし協力隊と連携し、視野に入れながらお土産から観光客のリピーターができないか、市長の考えをお聞かせください。

○山本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員御指摘のように、今のシカとかイノシシのことを活用した活性化というのは、安芸高田市にとって非常に有効だと思っています。シカも非常に多いので。

ただ、現在、ジビエでやっているのは、肉の生産といっても突っこんでいる金よりか、消費高が少ないような状況なんです。これをもっともっと売るにはどうすればいいかということの研究もしていけないけんと思います。

地域おこし協力隊の方には、まずとるところから協力してもらうこと。今、猟友会がないので、今のジビエの有効活用、肉だけじゃなしに、全般的に、例えば、皮とか全部を利用しながら、そのことを商品化とか動物の餌とか、こういうことで業が成り立つかどうかというのを検討させています。なかなか口では言っても商品化というのは難しい話なんです。

先般も庄原の市長と話ししよったら、庄原市では、シカの肉を足ごと売ってるんですよ。非常に効率がええと。こういうこともうちも提案いたしました。手間をかけて、売上高が年間600万円とかじゃつまらんです。そうじゃなしに、本当に業となるような仕組みづくりがこれからは大事だと思います。貴重な御提言、ありがとうございます。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

下岡多美枝さん。

○下岡議員 ぜひとも、安芸高田市の観光客リピーターがふえることを願って、次に入ります。

ふるさと納税返礼品の地域産品の状況について、お聞きいたします。

○山本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの議員の、「ふるさと納税返礼品の地域産品の状況について」のお尋ねであります。

御承知のとおり、ふるさと納税制度は、都市と地方間格差や過疎化の進展などによる、税収の減少に悩む自治体に対しての格差是正を推進するため、平成20年4月に創設された制度であります。

本市におきましても、制度発足以来、県内はもとより、県外からも、安芸高田市を応援したい、元気にするための地域づくり・人づくりに役立ててほしいと、多くの方々から寄附をいただいているところであります。

本市の場合、1万円以上寄附をいただいた方には、返礼品として、市の特産品セットを贈呈するとともに、全員をふるさと応援団員に認定し、市の広報誌を1年間送付させていただいております。

とりわけ、近年は、各自治体とも返礼品を通じた地域活性化の効果に期待し、地域ブランドを中心とした返礼品への比重が増してきておりま

す。

本市の返礼品につきましても、こうした観点から、本年度当初に見直しを行い、地元ブランド産品「あきたかたの宝」を中心にした返礼品を用意し、その選択肢も従来の7セットから10セットにふやし、大変好評を得ているところでございます。セットの例を申しますと、実のしまったおいしいお米として知られる「あきろまん」の三矢御膳、三矢御膳とみそ・もろみセット、まんじゅうや洋菓子の詰め合わせ、ジャム・調味料セット、神楽や元就関連商品、竹炭商品と市内観光施設利用券セットなどで、好みにより幅広く選択いただけることとしております。

今後におきましても、安芸高田市ならではの特産品開発などにも取り組み、引き続き、本市の魅力を全国に発信しながら、さらなる地域活性化に向け、鋭意、取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

下岡多美枝さん。

○下岡議員 本当にありがたいことでございます。

ふるさと納税者の皆さんの応援メッセージを拝見して感じました。心から安芸高田市を応援されているなと思います。皆様に安芸高田市のふるさと応援寄附を毎年していただくには、喜んでいただける安芸高田市の商品がもう少し選択できればなと思います。市長の考えは、いかがでしょうか。

○山本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 このふるさと納税は、鹿児島とか宮崎と広島県では桁が違うんです。うちは2～3,000万円と、もう金が違う。こういうようにしたいと思うんですよね。だけど、広島県は残念ながらそんなことではないと。わずかなことです。

だから、私はもらった金をほとんど全部返してもいいというような気持ちなんですね。こっちに向いてもらうだけでも、うちは損得ないんですから。

それと、この制度の仕組みが伝わっていない。全然。本人さんは損にならんよということがわかってないんですね、全然。東京で納めた納税の範囲内でこっちへ送ってもらったら、あなたに税金はかからんですよということなんだけど、まさかそんなことはないと思っておられるので、この啓発と、もっともっと返礼品を豪華にして、今の倍、3倍になるようなことのつもりでやっていきたいと思うんです。この間、幹部会ではそれをちょっと指示しました。よそがやってるけどか、5,000円、1万円のじゃなしに。やっぱりちゃんとこっちに向いてもらうことがまちづくりにつながりますので、これをしっかり利用していきたいと思っています。

まずは、ここの出身者の方とかゆかりの方に説明をすることだと思

ます。制度の説明。議員の皆さん方もそういう機会があったら、そういう人に説明してもらいたいと。なかなかしてないんですよ、口では言うけど。身近なことからせないけんと、人ごとだと思わんように、ちゃんとかいう制度があるんだということでもらいたいと思います。

非常にいい制度なので、できれば、今で満足せんように、取扱量が倍とかになるような仕組みづくりをしていきたいと思っています。この返礼品を倍にすることによって効果が倍になるなら、そこらも考えてみたいと思います。検討課題です。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

下岡多美枝さん。

○下岡議員 私も安芸高田市を応援したいと思いますし、していただきたいと思っております。

ぜひ、ふるさと応援助成金とイコールになるぐらいな勢いで、安芸高田市の発展のために全国へ応援していきたいと思っておりますし、市長も皆さんとともに応援していただきたいと思っております。

これで、私の一般質問を終わります。

○山本議長 以上で、下岡多美枝さんの質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

10番 先川和幸君。

○先川議員 10番、無所属、先川和幸です。

先に提出しました通告書のとおり、大枠2点について市長にお伺いするものでございます。

先ほどの下岡議員の質問と重なる部分があるかと思いますが、よろしく願いいたします。

まず、浜田市長は、市政の長として就任され、8年目の半ばを迎えられるところでございます。この間、お太助バスの開設をはじめ、数々の大型事業を成しとげられ、また数々の課題の解決に尽力され、その行動力、その政治手腕には常々敬意を表しているところであります。

さて現在、市は、午前中にもありましたように、人口減少に苦しみ、年間約400人の減少が進み、このままいきますと、向こう10年後は2万6,000人台と。さらに25年後には約2万人になろうという、まさに恐ろしい推計がされております。また、職員数も現在進められております職員定員適正化計画も順次進められ、360人態勢に近づこうとしているところであります。

そこで、市は、民にできるものは民で、また自助・共助・公助のすみ分けを明確にして行おうというところでございます。

こういう市の一定の状況、方針を理解した上で、1点目の、目に見える高齢者の健康支援について、お伺いするものでございます。

本市は、健康倍增計画を旗印に、数々のこれに関する施策を打ち出され、この4月には、市が社会福祉協議会に業務委託をし、吉田町に地域包括支援センターが開設されたところでもあります。また、支所におき

ましても、これまでそのあり方については、いろいろと議論されたところがございますが、現在は直接の窓口業務と、また各地区のインフラの素早い保全点検のため、すぐやる係が配置されております。

また、教養文化の拠点であります図書館につきましても、各地区に配置をされております。つまり、支所の使命は地域密着の業務と本所のパイプ役であると理解するところがございますが、本市の重点施策事業である住民密着型の高齢者の健康支援について、支所の役割について、市長にお伺いするところであります。

○山本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの先川議員の「高齢者の健康支援に関する支所の役割」についての御質問にお答えいたします。

本庁のある吉田町を除く、各町には支所を設置いたし、本庁と支所との連絡調整のほか、各種申請受付窓口として業務を行っております。高齢者の健康支援に関しては、本庁福祉保健部で行っておりますが、支所の方に相談があれば、福祉保健部に速やかに連絡をとり、本庁から高齢者の支援を行っているところでございます。

この手法につきましては、うちに限らずどのまちもこういう手法だと思いますけど、先ほど申しましたように、支所の役割を少し定義しないと、なかなか支所に人をふやすといってもなかなかできないので、私が考えているのは、例えば、支所がさっき言ったような、向原なら向原地区のライフスタイルを全部把握してもらおうとか、年寄りのライフスタイルを把握してもらって、あなたは今こういう状況ですよ。今、元気だからこういう状況で元気ですよ。少しぐあいが悪くなったら、デイサービスをやりましょうとか弁当を送りましょうとか。もっともっと悪くなったら施設がありますよとか、こういうことを把握できるようなら、ちょっと人を置きたいと思います。そういうことを多くできるなら。ただ、今のように住民票の発行とか、こんなことだったら、なかなか考えづらいと思います。

だから、今のような安芸高田市の仕組み、老人をいかに見るかという原点に入って、こういう仕組みづくりの中で支所を充実させるというんだったら、私は賛成していきたいと思います。ただ、こういうことが今まで残念ながら議論されておられませんので、私の希望を申したんですけど、こういうことをしたい。向原地区ではこの人に任せたら、すぐにわかるよと。どこの誰さんは今ひとり暮らしだけど、2年後はちょっとこうなって、4年後は施設に入れますよというようなライフスタイルを明確化が必要だと思えます。これは、もう広島県にとってもこれをやるまちは一つもないんですよ。これをやるとおっしゃったら、福祉保健部の人間を少し減らしてそっちへ入れてもいいですよ。今、福祉保健部長で可愛川部長で大事なものは、これがわかっていないということです、全然。合併したら、全然これわからんのです。電話で何でも聞きようる。

そうじゃなしに、ちゃんとしてこのまちはこうなっているということです。

これを振興会に求めるのがいいのか、民生委員に求めるのがいいのか、大きく言えば支所単位という話になってくるので、こういう骨組みの話。スマートシティとか言ってますけど、原点はここですね。これがしっかりしないとまちづくりはできないですね。これをしっかりすれば、効率的にいけば老人たちをうまくもって行く仕組みをつくる自信がございませう。今、これがわからないんですよ。

老人会っていったらお金を取るために、私らが安否確認してあげようとか。郵便局でしたらどうか、みんないいかげん。そうじゃなしに、ちゃんとした責任を持ってやると。それを世帯でやるのがええのか、旧字単位でやるのがええのか、学校単位でやるのがええのかというのはまだ議論ですけど、こういうことをしっかりしないと、これから効率的なうちの行政はできないと思っています。これを置き去りにして、次のステップには絶対行けないと思います。そういう意味で、支所機能の充実はこれからも図っていききたいと。

やっぱりそういう意味だったら、現場に近い人がいるわけですから。住民の方と接点を近くしていきたいと。予算要求とか総括的には、やっぱり本庁があればいいわけですから。仕事がダブらんように、そういうことができるような仕組みづくりをしたいと。これ、時間がかかると思うんですよ。このことは、今の嘱託員制度のあり方から考えていかなあかん、これ全部。私は、こういうことは全部理解するのは難しいので、甲田の小原地区といったような進んだまちがあるので、モデルをつくってでもやってみたいと思っています。やるっていうんじゃないですよ。検討してみたいと。こうしないと、安芸高田市はもたないと思っています。てんでんばらばらじゃね。よろしくお願いします。これが本当の地域づくりだと思っています。

振興会がうまくのってくれればいいんですけど、のらんかったららんような考えをしていかないけんと思います。祭りばかりが振興じゃないので、やっぱり老人を守ることから、地域のそういうところにつなげていきたいとかように思っていますので、御理解してください。よろしくお願いします。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 目に見えるという表題でいきますが、目に見えないから質問をさせていただいておるといってございませう。と申しますのが、やはり、その責任は誰なのか。委託しておけば、その委託者が責任になるのかといっても、その委託主は市であります。

いろいろ施策を展開されて、社協とか事業団とか特老とかに委託されておりますが、そこでお聞きしても、やっぱりすみ分けというのがはっきりしない。委託者側は、もう委託してるんだからというところまでい

けば、その責任はどうなるんじゃないかということで、非常にそのすみ分けといたしますか、目に見えないということで質問をさせていただいておるところでございます。先ほど市長の御答弁がありましたように、そういうところを今後検討するというところで、一つよろしくお願ひしたいと思っております。

今、支所の接遇や対応、取り組み状態は非常によいと聞いております。まさに地域の住民にとって顔の見える、親しみのある役所となっております。それだけに支所の役割は地域住民と本所のパイプ役として大切な役所であると思っております。

結局、先ほど申されました振興会とか老人会とかおっしゃいますけれども、やはり最終的責任は、市そのものでございます。そういう意味で、地域に密着した支所というところが大事なのではないかと思っております。もちろん職員の定数減ということで、そこにふやすということは、それは私も難しいということはよく理解しているところでございますが、密着型はやはり本庁におってはやはりわからないと。地域に出ていかないとわからないと思っております。

そのよい例が、すぐやる課でございます。市長のいわゆる肝いりですぐやる課ができて、すぐやる係が各支所にいらっしゃると。非常にそこは速やかな機能をしていただいて、ところが何でもやる課ではないよというようなこともっておりますが、やはりその問題点が速やかに本庁のほうへパイプとしていくと。そういう意味で、重点施策の、あるいは地域密着型のものについては、やはり支所を中心としたものについてほしいというところでございます。

そういう意味で重なりますので、次に移ります。要は、それは誰が指揮するかというところをきょうの論点にしたいと思っておりますので、次に移りたいと思います。

従来、保健師は各支所に配置され、地域密着型で市民の信頼は大であったところであるが、近年本庁に統合され、一時、保健師補助という時代もありましたけれども、現在は本庁に統合され、現在11名で業務が行われ、市民にとって目に見えにくくなっておりますが、なぜ、支所に配置されないのか、この点についてお伺ひいたします。

○山本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの御質問に、お答えいたします。保健師の支所への配置についての御質問であります。

現在、保健師は、福祉保健部 保健医療課へ8名、高齢者福祉課へ2名、子育て支援課へ1名、合計11名が在職しております。

業務の内容は、赤ちゃんから高齢者まで幅広いさまざまな年代の市民の皆さんの健康維持の手助けをしたり、早期発見を行ったりと、市民の健康を支える健康推進事業全般や、さらには、各種保健事業に係る計画策定なども担っております。

保健師の配置につきましては、合併以降2年間は、各支所へ2名配置し、支所管内の保健活動を行っておりましたが、平成18年度より本庁へ集約し、現在に至っているところでございます。

なぜ、支所へ保健師を配置されないのか、という御質問ありますが、先ほど業務の内容を説明いたしましたように、本庁で保健事業の企画立案する上で一定程度の保健師が必要だったこと、また、各町での事業推進上で本庁と各支所の保健師の連携に支障があったことなどから、平成18年度に本庁に集約したという経過がございます。

また、福祉制度の充実により、専門職や専門組織、民間サービス事業所が創設され、従来、直営で保健師が担っていた業務を行っているという社会環境の変化もございます。現在、直営で保健師が行う業務については、本庁から各町へ出向いて、各種の事業や相談業務等を行っておりますが、従前の支所配置型の体制に比べて、より効率的に事業の推進ができております。よって、現段階で保健師の支所への配置は考えておりませんので、御理解を賜りたいと思います。

ただ、これからのこと、例えば健康増進計画とか、重症化予防とかを考えて、本当に支所にいるのであれば、やっぱり検討していかないけん。この間、部長に私、同じことを聞いたんです。本庁において、高宮で要件があったらすぐに行けるような状態になっているということなんですけど、こういうことがどうしても保健師が向原支所とか、各支所におったほうがええというんだったら考えていかないけん。ただ、その場合も常時保健師はないので、一般業務をしてもらおうということの条件でいかないと、今の職員を保健師に行ってもらおうとか工夫があると思いますので、これからの課題にしてもらいたいと思います。

市民が、これからの安芸高田市の健康増進を考える上でどっちがええかという観点から、もう一度検討していきたいと思いますので、御理解をしてもらいたいと思います。現在のところは、集約型ということを選択しております。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 行政の効率化ということで、各事業をそれぞれの関係団体に委託するというのは、自然の流れではないかと思っておりますが、これを指揮するのは市であります。

先ほど言いましたけれども、現在、本庁のほうで指揮をされてこうやってるわけですが、私はやはり保健師さんが支所に出て、その地域の健康を支援する。私が向原町なら向原町の健康を私が指揮すると、こういう気概を持った方がいらっしやらないと、なかなか民に委託した、あるいは事業団にしても、なかなかそこまでは言いきれないのではないかと思います。

私が指揮するというのが保健師であるのがいいのか、あるいは一般職員であるのがいいのかはわかりませんが、やはり本庁ではなしに地域の

顔が見える、地域に出て、それぞれ委託した団体に協力を得ながら、やはりある地域では、Aさんが私の地域の責任者よという顔が見えるものにしていただきたいと思ってるわけです。

それは、やはり最重点施策の一つでございますので、本庁で先ほど市長がおっしゃいました、どこどこに行けばすぐに行けますよという体制をとっておられるとおっしゃいますが、私も老人会の会員ではございますが、なかなかそういうシステムになっておりません。なっていないという議論はいいんですが、やはりそのところでしょせんは見えにくい、わかりにくい、いろいろ施策は打ってるけど、私はどこの立場なんじゃろうかというのが話題になってるのも現実でございます。

したがいまして、今本庁で、いわゆる事務の簡素化、あるいは効率化ということで本庁主義というのはわかりますが、特に密着型については、先ほど言いましたけれども、すぐやる係とか図書館とか、そういうものについてはやはり地域重点型でいってほしいと思っています。これは人をふやすという意味ではありません。今おる人間をどう効率的に扱うかということだと思っておりますので、一つよろしくお願い申し上げます。次に移ります。

次は、今後の高齢者の健康支援の具体策を伺うとなっておりますけれども、地域の高齢者には、先ほど市長が申されたように、ライフスタイルがそれぞれ違うということで、御承知のように、いろいろな層があるわけです。

要介護を必要とされる方、要支援を必要とされる方、また支援申請はしていないが、定期的に病院に通院され、高齢のためいろんな不安があるが心の中は要介護3以上の方がたくさんいらっしゃいます。今後、こういう方々を含めて、どういう支援策をされようとされているのか、お伺いいたします。

○山本議長 　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 　浜田一義君。

○浜田市長 　ただいまの「今後の高齢者の健康支援の具体策を伺う」という御質問でございます。

本市の高齢者の現状といたしましては、65歳以上の高齢者は、年々増加が見込まれ、高齢者人口の増加に伴い、介護保険の要支援割合も年々増加しているところであります。

高齢者が住みなれた地域で、健康で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護に加えて、介護予防、生活支援サービス等が有機的かつ一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が求められており、介護予防事業の推進や高齢者が活躍できる社会づくりを進める必要がございます。

保健医療課では、健康づくりの推進として、各種検診の受診率向上、生活習慣病予防のための6カ月間のプログラムによる保健指導、プール健康教室やウォーキング等による体力づくりなどの保健事業を行って

るところであります。

高齢者福祉課では、要介護状態となることを予防することを目的とした介護予防事業として、通所介護事業所等へ業務を委託して実施する「げんき教室」、老人クラブやサロンで運動機能向上を目指して実施する「いきいき介護予防教室」、転倒防止のための「ころげん体操」の普及促進を目的とする健康運動推進員養成講座、介護予防の普及啓発を図るための介護予防講演会の開催、要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の高齢者を対象とした通所型介護予防事業を実施しているところでございます。

また、今年度からモデル的に実施しております「認知症予防教室」では、「物忘れ相談プログラムタッチパネル」を活用した評価を行うことで認知症予防事業を検証し、来年度からの事業展開を検討したいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 いろいろな事業を展開されているということで、これはよろしくお願ひしますと言うしかないんですけど、先ほど市長がおっしゃいましたライフスタイルの的確な把握ですね。ここのところを今後、お願いしたいと思っております。

市長がよくいわれるところの、世の中がどうなろうと、安芸高田市民は守るという強い信念に引き続き期待しまして、次の2点目に移りたいと思います。

次に、芸備線向原駅の利活用についてでございます。

これにつきましては、芸備線開設100周年を迎え、現在の利用者数は激減し、最近の当ビルの衰退は南の表玄関と言われながらも、目を覆うばかりでございます。

現在、駅舎の通路の改修工事が行われておりますが、芸備線の利用促進を含め、再生手法について市長にお伺いいたします。

○山本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの先川議員の「地域の活性化の一つである向原駅ビルの再生手法」についての御質問にお答えをいたします。

御承知のとおり、JR芸備線の向原駅は、安芸高田市の南の玄関口として、また、駅舎は地域のにぎわいの場所として多くの方に利用されております。現在、駅舎の1階は地場産業振興センターとして、店舗や観光協会が利用し、2階は児童館の閉鎖に伴い空室となっております。また、3階は集会施設として、地域の方や学習グループなどに利用いただいております。

言うまでもなく、駅舎は向原地域の活性化を担う一つの施設であります。芸備線の利用促進も含め、駅周辺全体で活性化策を考える必要があると考えております。

向原駅の利用者は、平成26年度では、1日平均326人の方が利用されております。駅を利用する人、あるいは駅舎を利用する人がふえれば、人の流れが生み出され、にぎわいが創出され、そのことで地域経済の活性化や地場産業の発展へとつながり、より住みよいまちづくりになるものと考えております。

今後の利活用につきましては、行政の取り組みだけではなく、地域住民の皆様の御意見や御要望も取り入れながら、利用者や事業者等と協働による取り組みなどにより、地域の活性化へつなげてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 今後、地元関係者を入れて協議するというございですが、やはりこの中には専門家といいますか、いわゆる地域では地域だけの知恵しか出ないわけですね。そこで、ここについては課題はここ十数年あるわけです。現実として。そういう中で、今後これをどうするか、一朝一夕にはいかないと思いますが、一つ、市と地元関係者、さらに専門家を入れた協議会を開いていただきたいと思いますが、市長にお伺いします。

○山本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員御指摘のとおりなので、芸備線の活用というのは大きな行政の課題でありまして、このことがしっかりとこれからの定住にもつながる大きな柱となるので、しっかり考えていきたい。そのための多方面からの意見というのは、協議会等を通して、これからも幅広くやっていきたい。

国鉄と話をしても、今JRと国鉄は違うんですよね。JRだったら、あんた、ちょっと損になってもやれやというようなこと、エレベーターをつけとかいうことなんですけど、国鉄だったら。JRはそれはいけませんね。エレベーターをつけて言ったら、もう規約で決めているじゃないですか。1日5,000人以上が乗りおりせな、相手にせんよとか、おおむねがそうです、それは広島県では。そういうことを言うちゃおれんです。我々もJRの利用者をふやしながら、このことに対処していきたい。

例えば、今いろんな向原町時代にやっておられた農地開放にしても、芸備線に乗って来れば無料にしてあげるといようなことが言えれば、こういうことを踏まえて今度は国鉄と話をすると。芸備線の複線化でも原点ののって話ができるんですけど、何もなくて言ったんじやならんので、ギブアンドテイクの世界ですね。やっぱりこのことはしっかりいきたい。

我々も非常に魅力ですよ。いわゆる広島から1時間で来れるということは必要なので、そのことを訴えながら、また定住にもつなげながらいろんな手法を探していきたい。そのためには、議員御指摘のように、

いろいろな方の意見を聞く場をつくっていきたいと思います。貴重な御意見、ありがとうございました。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 このビルは、旧町時代に建ったのでいろんな補助金をとということで、非常に管理体制がばらばらになっております。それで、その管理、この部分はここ、この部分はここ、というようにたった3階建てのビルですが、管理体制もばらばらでございます。こういう中でそれらを含めて、やはり今後、検討いただきたいと思っております。

当面、今先ほど市長がおっしゃいました2階が空き室になっておるわけですね。ここをどうするのかということなんですが、実は、向原のみらい館が建てられたときに、支所の3階、和高節二さんの美術館の横に当初700万円だったと思いますが、美術倉庫を改修されました。その後、みらい館ができるということで、そこにあるものだと思っていたけど、あちらのみらいのほうへ美術館が統合したと。じゃ、その空き室はどう利用されるんじゃないかということをおも支所の利活用という面でもいろいろ聞いておりましたけれども、やはり八千代の丘の美術館の美術倉庫としてその跡が使われていると。果たして支所がそういう倉庫に使われているのかというのは、個人的に思っております。

そういうこと言うなれば、どこかに移転すると。そしたら空き室になると。あいたところは壊すわけにいかんのですね。ということは、あくということはおもうはつきりわかってるわけですから、その利活用というのは当然、協議されないといけない。

そういう経験がありまして、今回の2階の放課後云々は、向原小学校の横の元の保育園の跡へ耐震化も含めて、そこへ移設すると。こういうことは2年前にもわかっておったわけなんです。駅舎は壊すわけにはいかんわけですね。芸備線があるわけで。したがって、2階をどう利活用するのかということをおも再三、原課のほうにもお願いし、どうなるんじゃないかと言ってましたけど、先ほど言いました管理体制がばらばらなので、3者で協議されてもなかなか接点にいかないというので、2年少々たちますが、こんにちに至っておるわけです。移転はこの4月ですよ。4月ですが、もうわかっておるのはあるんです。今後、そこがどうなるんじゃないか、どうするんじゃないかと言われれば、今度は地元はどう考えてるのかと逆にそういう言葉もかかってくる、なかなかいい方向にいかないわけなので、そういう面でも前半の質問をいたしました協議会、専門職を入れたような、有識者を入れたような協議会を開いていただけないんじゃないかということにつながっておるわけです。

当面、今お考えがあれば、2階をどういうふうにも今後、駅ビルの2階をやっていくのか。お考えがあれば、御説明をいただきたいと思っております。

○山本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「空室となっている向原駅舎2階の利活用」についての御質問であります。

御承知のとおり、駅舎の2階については、本年3月までは児童館として利用され、児童に健全な遊びを与えながら健康を増進し、または情操を豊かにする施設として役割を果たしてまいりましたが、本年4月から児童館機能を旧こぼと園に移したことにより、現在は閉鎖している状態でございます。

今後の利活用につきましては、2階部分のみならず、地域活性化のため駅舎全体をどのように利用していくのが望ましいのか、地域の皆様の御意見も伺いながら検討してまいりたいと思っております。先ほど議員御指摘の検討委員会等の意見を聞きながら、次の展開を図っていききたいと思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思えます。

先ほど申しましたように、例えば、広島市から来てもらう、農園とかこういうのも一つのヒントじゃないかと思っております。芸備線等をうまく使って人が来るような仕組みづくりをこれから考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。検討するという事は約束していききたいと思えます。よろしくお願ひします。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 ここで終わる予定だったんですが、先ほど市長が農園のことをちょっと触れられましたので、あえて私も申しますけど、以前、向原農園の空きがかなりあいてますので、一般質問をしたことがあります。そのときも市長はそうお答えになりました。やはりその利活用で芸備線の活性化を図っていこうと思っていると。2年前でしたが、依然として同じ状態なんですね。あそこが空いてる状態。ぜひ、そういうところの検討委員会、協議会でそういうところも含めて真剣に協議していただくことをお願ひして、私の一般質問を終わります。

○山本議長 以上で、先川和幸君の質問を終わります。

この際、14時35分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時17分 休憩

午後 2時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

14番 塚本近君。

○塚本議員 14番、新政会、塚本近でございます。

通告をいたしております大枠2点について、市長の御所感をお聞きいたします。

まず最初に、先ほど他の議員より質問がありました、「安芸高田市まち・ひと・しごと創生」本部について、お伺いいたします。

平成27年1月に、「安芸高田市まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、今日まで12回の会議が持たれ、先日、私ども議会にも資料が提出をされたところでございます。今後も引き続き会議が招集され、最終的に「安芸高田市人口ビジョン」、また「安芸高田市まち・ひと・しごと総合戦略」が策定されると思いますが、今現在、案ができた状況の中で市長の所感をお伺いいたします。

○山本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの塚本議員の御質問にお答えをいたします。安芸高田市人口ビジョンと総合戦略（案）についての所感でございます。

先ほどの穴戸議員への答弁と重なることがございますが、御了承願いたいと思います。

御承知いただきますように、本市においては「人口ビジョン」並びに「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を本年10月末までに策定することとしております。先般、現時点での案を議会にもお示したところでございます。

人口ビジョン（案）につきましては、人口減少がより深刻化する中で、本市の人口の現状と今後の動向等について、さまざまな視点から分析を行い、将来展望について提示するものでありますが、将来の財政状況や生活への影響等、極めて憂慮すべき分析結果が出ているものと認識しております。

このため、人口ビジョンを踏まえた総合戦略においては、自然減と社会減の両方に着目した対策が必要不可欠であり、その基本的方針として、①婚姻率を高め、これによる出生率の向上、②若者の流出超過の抑止、③生産年齢人口の減少抑止対策のためUIターン等による移住の促進を掲げ、これに沿った具体的な数値目標や施策もお示したところでございます。

総合戦略につきましては、平成31年度までの5年間の計画期間となっておりますが、言うまでもなく、人口減対策は5年間で完了するものではありません。人口減を始めとする諸問題の対策のためには、単発的な施策でなく、総合戦略にある重点施策を中心に、分野横断的に実施することはもとより、本市の最上位計画であり、今後10年間の長期ビジョンとして策定した「第2次安芸高田市総合計画」を着実に推進することが重要と考えております。

今後も、総合戦略、総合計画をはじめとする、あらゆる計画を総合的に推進するとともに、「自助・共助・公助」の支えあいを通じて、少しでも人口減少に歯どめをかけ、本市の活性化につなげてまいりたいと考えております。加えて、本市の新たな将来像である「人がつながる田園都市安芸高田」の実現に向け、果敢に挑戦してまいりたいと考えておりますので、今後とも御理解と御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

塚本近君。

○塚本議員 先ほど答弁をいただきましたけれども、将来を見据えた人口問題によって、この安芸高田市が将来的にどのようなようになっていくかということで、非常に重要な課題だろうと思っておりますが、より具体的に少し踏み込んでみたいと思います。

次の質問にもなりますけれども、先の提出のあった「安芸高田市まち・ひと・しごと創生（案）」によりますと、安芸高田市では将来像として3つの都市像を掲げて、新たなまちづくりの挑戦が始まっていきます。「人が集い、育つまちづくりへの挑戦」「安心して暮らせるまちづくりへの挑戦」「地域資源を生かしたまちづくりへの挑戦」を掲げ、この将来像実現のためには、人口減少の歯どめ対策と少子高齢化対策の推進が必要不可欠とそうようにこの総合計画の基本的な考えが述べられております。

これによりますと、まず人口減を抑える政策が今後、非常に重要になってくる課題だというふうに私も思っております。そこで2番の質問に入りますけれども、この人口減を抑える政策についてお伺いをいたします。

今回の総合計画では、あらゆる角度から推進され、平成36年度には2万7,500人を目標に掲げて人口問題について取り組みを行おうとしておられます。このまま人口減少が続いた場合の安芸高田市の将来に与える分析がなされ、財政的住民サービスなど、市にとって重要な課題となつてまいります。

そこで人口減少をとめるための政策をいま一度、見直す必要があると思っておりますが、そこで2点について市長の見解をお伺いします。

まず最初に、雇用環境の向上についてであります。このたびの人口ビジョンによりますと、市外へ出ていかれる方が非常に多い、二百数十名、毎年いらっしゃるわけですが、やはり何としてもこれをとめる必要があるだろうと思っております。

現在の社会状況下では、企業誘致や雇用の状況は非常に厳しい状況にあります。いま、若者の市外流出は年間200人以上の人が転出されており、これらを何とかとめる政策が必要と思っておりますが、市長の御所見をお伺いいたします。

○山本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの議員の御質問にお答えをいたします。最初に、人口減を抑える政策についての、雇用環境についての御質問でございます。

御質問にありますとおり、企業誘致の状況等は、大変厳しいものと認識しております。また、若者の市外流出についても、雇用の場を確保することで、できるだけ、これを食い止めたいと考えておるところであります。

現在、ふるさと応援の会の人脈を活用し、サテライトオフィス等を誘致したいと考えています。応援の会関東地区では、企業誘致プロジェクトチームを設置していただいております。各種団体・企業に対してコンタクトをとるため連携しつつあります。また一方では、企業立地奨励条例を活用した工場誘致等についても、検討をいただいているところでもあります。

若者の市外流出につきましては、一つには市内で働きたい高校生への、市内企業に関する効果的な情報提供が、課題として捉えています。そのため、高校生のキャリア育成事業の中で、企業現場を身近に感じるバスツアー等の研修を行っております。こうした研修を今後も続けていくことにより、幾らかでも、市内企業への就職を促してまいりたいと思っております。以上、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

塚本近君。

○塚本議員 先ほどの答弁で、市内で働きたいと思ってもなかなか企業の状況であったり、就職状況であったりということで、非常に厳しい状況があるだろうと思います。

そこで、以前ありました市外への通勤の手当と申しますか、そういうものが考えられるならば、やはり若い人が市内へ就職し、地元から通うという政策もあるのではなかろうかというふうに思っております。

先ほど、JR向原の利用者が326名というようなお話もありましたけれども、今現在、高速バスの駐車場の状況を見ますと、美土里町に高速バスの駐車場をつくるというときの調査の数字でございますけれども、広島向けの乗車数が調べられております。それによりますと、高宮においては45台の車、そして美土里においては、当時60台の通勤者がいらっしゃるということでございまして、その後、美土里町に50台程度の駐車場を完備されて、いつ行ってみてもいいましても、私らが広島に出るのがどうしても10時前後の会議でありますので、皆さんが出勤をされた後での駐車場の利用になりますけれども、とめるところがないというような現状が今発生をいたしております。

そういうところを考えますと、やはり広島市内、あるいは北広島、北広島というのはないかもわかりませんが、広島市内への通勤者が随分いらっしゃるのかなというふうに思っております。

特に、今中山間地域におきましては、高齢化率も上がりまして、家族の介護をしながら職場に通うという人が随分いらっしゃいます。そういうところを感じますと、通勤補助金と申しますか、そういうものも将来考えていくことによって、この10年後の2万7,500人が確保できるのではないかなと私は思っておりますが、その点、どのようにお考えか、お聞きいたします。

○山本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 貴重な御提言であります。市外の勤務者に通勤手当ということになりますと、費用対効果とかがいかにあるかとか、これによっていかに来てくれるかと。プラスアルファですよ。今行ってる人にも手当をあげることになるんですよ。莫大な費用が伴います。この辺を総合的に考えながら、調査をしてみたいと思います。

基本的には、安芸高田市に職場をつくっていくということでございますので、御理解をしてもらいたいと思います。次の質問の答えになるかもわかりませんが、要は、今度は在宅でできるような仕事をつくっていかないけんとか、コンピューターを利用した。光ファイバーを入れましたので、間に合いましたので、このことを利用しながら在宅でできる仕事とか、応援の会を利用した企業誘致とか、こういうことを考えていかないといけない。非常にハードルは高いんですけど、いろいろ挑戦していきたいと思っています。

外から見ると、安芸高田市じゃいうてもなかなかこっちを見てくれません。そういうことを踏まえながら、住んでもらえる仕組みづくりをしていきたい。通勤手当を出すということは他のまちもやっているところもございまして一つの手法なんですけど、実態をよく調べてどのぐらいお金が要るのかとか、効果がどのぐらいあるのかということを見据えながら、次の展開を図っていきたいと思っていますので、御理解してください。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

塚本近君。

○塚本議員 今、費用対効果ということがございました。確かに、財源も無限ではないわけですから、当然そういうことも必要だろうと思っています。

ただ、この総合戦略の内容を見ますと、やはり数値的に市外から、あるいはUターン、Iターンを含めて数値的に何名ふやすということが書いてあります。この数字をクリアするには、やはり特別なそういうものも考えていかないと非常に厳しい状況になるだろうと。1人新しくUターンされることによって、交付税がどのようになるか、金額はわかりませんが、その費用対効果もあるでしょう。そこらも十分検討していただきたいというふうに思っております。

次の質問に移ります。

安心して子育てができる環境について、お伺いをいたします。

本市の子育ての環境は、乳幼児保育、保育所の延長、土曜保育、障害児・病後児保育、放課後こども教室、子育て支援、医療費の無償化など、あらゆる政策が他市に比べ、私は一歩先に充実した政策がなされていると感じております。本市の豊かな自然、そしてスポーツ、文化がある中で、安心して子育てができる環境を、あらゆる方法で市内外へPRする必要があると思いますが、所見をお伺いいたします。

○山本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの塚本議員の「安心して子育てができる環境について」の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のように、本市ではこれまで、さまざまな子育て支援の施策を実施してまいりました。それというのも、少子高齢化が進む中、安心して子育てができる環境を整えることは、出生率の向上や定住の促進につながるものと考えているからです。

これらの施策は安芸高田市の魅力を高め、若い世代に安芸高田市に関心をもってもらうための財産であります。市内はもちろん、市外へも情報発信することは非常に重要なことだと考えております。

本年4月から始まった、「子ども・子育て支援新制度」に関連して作成いたしました、「安芸高田市子ども・子育て支援事業計画」の概要版におきましては、それらの施策の一部を紹介しております。安芸高田市内の小学生以下の全世帯に配布をいたしたところでございます。

そして、今後は子育て支援施策を含め、安芸高田市の魅力ある施策を紹介する「定住ガイドブック」を作成し、広島県が主体となり、東京・大阪で実施予定の説明会等においても配布する予定といたしておりますし、サンフレッチェスポンサーゲームなどでも広報してまいりたいと思います。さらに、本市広報紙やホームページにおきましても、より一層情報発信に努めてまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

塚本近君。

○塚本議員 ただいまの答弁の中に、定住ガイドブックを製作するというようなお話でございましたが、私は、本市は非常にいろんな政策のPRの仕方というのをおくれているんじゃないかなと。特に、隣の邑南町なんていうのは、随分報道機関も通じてまちをPRする上手なまちじゃないかなとっております。

先ほど言いましたように、政策的には他市に負けない政策がされておるが、市内・市外へPRをしていくところが欠けておるように私は感じておりますので、ぜひともそういうところをお願いをしたいと思います。そのことによって、Iターン、Uターン定住が随分進むんじゃないかなというふうに思っております。

特に保育所の、3人以上は保育料無料ということもありますけれども、その先をいく2人以上の無料化にも取り組んでおられる市町もあるわけでございますが、十分、うちの特色ある子育て支援を市内外に発信していただき、Iターン・Uターンを促していただきたいと思っております。

そして、次に移りますけれども、同じく子育てについてです。先ほど先川議員さんの質問の中にもありましたが、安心して子育てができるために各町へ保健師を常駐させ、常に子どもの健康状況がチェックできるシステムができないか、見解をお伺いするところでございます。

○山本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほどの質問の広報については、しっかり考えていきたいと思ひます。皆さん、私も含めて職員が紙による広報ばかり考えておるので、ペーパーレスのことは不得意なので、しっかり勉強していきたくひと。指示はしてゐるんですけど、なかなか前へ行かんということがあるので、前向きに考えていきますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。これを発信しないとこちの魅力がわからんわけですから、神楽とかサンフレッチェとかレオリックとかいい文化がございますので、しっかりと宣伝していきたくひと思ひます。

次に、「子どもの健康状況がチェックできるシステムについて」の御質問であります。

本市では、本庁の保健医療課の保健師により、乳幼児期における家庭訪問と各種乳幼児健診を通じて、子どもの健康状況のチェックを行っております。さらに、保育園・保育所における集団生活の中で生じた課題につきましても、子育て支援課やこども発達支援センター等、関係機関が一体となって、健康状況を切れ目なく把握して、子どもの健やかな成長をサポートしております。

特に、乳幼児期を中心とした各種の健診では、個別通知による受診勧奨を行い、全ての子どもの健康状況を把握するよう努めておるところであります。

また、これらの健診では、小児科医師、歯科医師、保健師、栄養士、心理相談員、歯科衛生士などの専門職が相談やアドバイスなどの支援をするとともに、必要に応じて専門機関の紹介を行い、子どもたちの健やかな発達を支援しております。

現段階においては、保健師の支所への配置は考えておりませんが、支援が必要な家庭からのさまざまな相談に的確に対応できるように、また、困ったときには、何でも気軽に相談していただけるように、関係機関一体となって取り組んでまいりたいと思っております。

この本庁集約型がサービスの低下を起こさないように、努力していきたくひと思ひますので、御理解を賜りたいと思ひます。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

塚本近君。

○塚本議員 この質問をするにあたって、保育所の保護者の方からお話をお聞きいたしました。当然、保育所の先生は医師でもありませんし、保健師でもありません。少し園児に微熱が出て、すぐに保護者に、あるいは家庭に連絡をして、子どもを引き取りに来てくださいと。あるいは病院へ連れて行ってくださいと、こういうことが現状であります。

そこで、例えば、先ほど言いましたように、保健師の方が支所にいらっしやって、そう人数がおるわけでもありませんので、吉田の場合は少し大人数になっておりますけれども、各町で50人、60人の園児の健康チェックが常にできておれば、チェックシートがあれば、そういう少々の微

熱、あるいはこれは病院へ連れて行かないけんとかいうような判断が保健師の方でできるのではないかなと思っております。

また、この保育所以外にでも小学校、あるいは中学校、あるいは高齢者の方、常に保健師の方が各町の住んでおられる皆さんのチェックシートができておれば、私は非常にいいんじゃないかなと思っております。

先ほど、市長は先川議員の質問の中で、各町の実態がわかっていないというような言葉も言っておられましたけれども、そのためにはシステムをつくる必要があるというようなことも述べられておりました。私は、各町の皆さんの健康状況を常につくっておくシステムカードといいますか、そういうものが今後必要ではなかろうかと思えます。お考えがあれば、お伺いしたいと思います。

○山本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほどお答えをしたと思いますが、こういうような、いわゆる地域包括システムとかライフスタイルの把握というのは、乳児も含めて必要だと思っています。このつくり方をどうするかというのが大きな課題でございます。今の組織の見直しを含めて考えていかないけんというのが大きな課題でございます。そういう意識を持って、しっかりしていきたい。その中に乳幼児も入ってるし老人も入っていると、そういうことのライフスタイルをしっかりと把握することによって、広域的な福祉ができる。

このことは広島県下でもやってるところはないので、真剣に考えていきたいと思えますので、挑戦をしていきたいと思えます。このことがあれば、非常に効率的になってくると。先ほど申しましたように、地域の方々には行政に対して非常に不安を持ってるんですね。自分はどうなるんじゃないかと。不安を持っておるから元気で施設へ入ると言うてんです。だから、ちゃんとライフスタイルを示してあげれば、計画的な介護などができると思えますので、考えてみたいと思えます。

ただ、これはハードルが高いので、明日すぐというわけにはいきませんので、また皆さんと相談しながらいいシステムづくりを考えていきたいと思えますので、どうか御理解を賜りたいと思えます。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

塚本近君。

○塚本議員 前向きな答弁をいただきましたけれども、先ほどからありますように、相談があれば対応するということではなしに、やはり事前に健康チェックシートというようなものを考えていただければ、市民の皆さんが安心して暮らせるのではなかろうかと思っておりますので、ぜひともお願いをいたします。

次の質問に移ります。

この一般質問の締め切りが、9月3日でしたか。その後、9月7日の中国新聞の記事の中に不妊のことが少し出ておりました。それによりますと、

今出生率が現在本市においては1.66人となっており、将来的には1.8人を目標とされております。

こんにち多くの女性が子どもを生み育てたくてもできない状況があり、そこで現在の不妊治療費補助の状況、人数、また県の補助を受ける方以外の助成制度の創設の考えはないか、お伺いいたします。

○山本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「不妊(ふにん)治療費補助の状況と助成制度について」の御質問にお答えをいたします。

不妊治療費補助の状況は、平成26年度は7人でございます。そのうち、2人が妊娠し出産をされました。また、平成27年度は、9月4日現在まで、3人に助成をしているところでございます。

本市では、県の不妊治療の承認を受けた方を対象に、単独で不妊治療費の助成を行っているところでございます。この事業は、不妊治療の中で、医療保険適用外の高額な医療費がかかる「体外受精」及び「顕微授精」を対象としています。県の助成を受ける方以外を対象とした助成制度の創設の考えはないかという御質問でございます。倫理的な課題や、対象年齢などを勘案いたしますと、対象の拡大は難しいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

現在、市が単独で実施しています不妊治療費の助成で当面は考えていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

塚本近君。

○塚本議員 今回の答弁では、平成27年度9月末で3名ということでございましたが、先の中国新聞では、8月末現在、県内で14件にとどまるというような記事が出ておりましたが、この14件のうち3件が安芸高田市という解釈でよろしいですか。お伺いいたします。

○山本議長 答弁を求めます。

福祉保健部長 可愛川實知則君。

○可愛川福祉保健部長 先ほど申されました新聞記事については、申しわけございませんが、私直接把握はいたしておりませんが、県のほうのそのような発表の中では、県の制度に対して、安芸高田市も独自の財源で追加助成をいたしておりますので、14名中3名が安芸高田市の住民の方という解釈でよろしいかと思っております。以上でございます。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

塚本近君。

○塚本議員 県内14名のうち3名が安芸高田市ということで、非常に本市におきましても、この不妊の治療費助成補助金というのは、新年度が始まって本年度450万円程度計上されておりますけれども、それにのっって行われているんだろうと思っております。

先ほどの市長の答弁の中で、単市で単独事業というようなこともおっ

しゃっていましたけれども、私もそのことを考えておりました。これまでは県の補助対象になるものについて、安芸高田市が補助するんだと思っておりましたが、単独補助金もあるということでした。ただ、一定の医療機関の領収書等があれば、その補助制度にのるようなことができないかどうか、その点、お伺いをいたします。

また、単独での補助金の対象的なものがあれば、お伺いをいたしたいと思えます。これも市民の皆さん、余り知っていないんじゃないかなと私は感じております。議会だよりも3月ごろですか、出してありますけれども、そのときは県の補助対象になるもののみ対象になるというような答弁でございました。予算委員会のときに、ということになりますと、今、市長の答弁の中には単独でもあるというようなことをおっしゃっていましたけれども、そのことを十分市民の皆さんにも周知が必要だろうと思えますので、一つお願いをいたします。

○山本議長 答弁を求めます。

福祉保健部長 可愛川實知則君。

○可愛川福祉保健部長 先ほど答弁をいたしました新聞の件なんですけれども、手元のほうに新聞記事がまいりました。この新聞記事は、不妊治療ではないようで、不妊の検査をした方の人数ということでした。失礼いたしました。ですから、14名の中の3人ということではございません。14名は検査をされた方ということでした。

それから、単独事業という表現をいたしました。ちょっと紛らわしい表現でございました。当初、話がございましたように、県の事業に対しまして、県の事業があるから市が義務的にやるという事業ではないんですけれども、そのものに対する補助というふうに御理解ください。それ以外の形では行っておりません。県の制度に、あるいは国の制度にのっとった形の対象者に対しまして、県のほうが15万円を限度として補助をいたしますけれども、それでは大抵の場合は足りなくて、安芸高田市のほうが追加して、最高15万円まで。ですから、30万円までであれば無料でいける。でも実際には、もっともっと高い治療費が必要なケースもございしますが、現在のほうは、県が15万円、安芸高田市が15万円というような助成制度でございします。

それから、事業の拡大の件でございしますが、なかなか現在難しいと申し上げましたけれども、例えば、今回の不妊治療は夫婦間であることを前提にいたしております。倫理的な問題というのは、体外受精等で夫婦間でない場合とかいうことも想定されますし、あるいは年齢的な問題。高齢出産によるリスクということもございしますので、現在のところ、県の制度にのっとった形の年齢制限、それを拡大するのは、検討はいたしますが、難しいというふうに考えております。以上でございします。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

塚本近君。

○塚本議員 より具体的に述べさせていただきましたけれども、どちらにしても、

この「安芸高田市まち・ひと・しごと創生戦略」を計画どおり進めるに当たっては、あらゆる政策が必要であろうと思っておりますので、先ほど述べましたようなことも今後検討課題にさせていただいて、この計画がよりよい未来ある安芸高田市になることを望みまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○山本議長 以上で、塚本近君の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第11 発議第6号 安全保障法案の熟議を求める意見書について

○山本議長 日程第11、発議第6号「安全保障法案の熟議を求める意見書について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 提案理由について申し上げます。

現在、安全保障法案が参議院で審議入りして1カ月余りが経過しました。5月の国会上程以来、審議を重ね、衆議院では可決されました。ただ、審議が進むほど、法案の問題点も浮かび上がり、論戦から憲法第9条に対し、法案自体が持つ根源的な危うさも伺える状況にあります。しかし、日本を取り巻く安全保障環境の現状は厳しさを増し、国際社会の中で日本の果たす役割も問われているのも事実です。

これまでの審議の中で相反する角度で、議論されてまいりましたが、昨夜のNHKの与野党の議論を聞いておりましたが、国民の理解が十分得られたとは言いがたく、引き続き、国民の不安や疑問を払しょくできるよう、良識の府とされる参議院の存在意義をかけて、国のあり方を変える可能性のある重要な法案として数の力だけで押し切るような拙速な採決を行うことなく、慎重な上にも慎重な審議を行い、熟議を持って結論を導いていただくよう求めるため、この意見書の提案を行うものであります。

議員各位の御理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

討論がありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

12番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 私は、今回の意見書について反対の討論を行います。

9月10日に提案をいたしました国際平和支援法案と平和安全法制整備法案の制定に反対する意見書を提案いたしました。賛成少数、反対多数で否決となりました。

この意見書につきましては、反対の立場を明確にした上での意見書であります。そして、この反対の立場を明確にした意見書の中に、今後、徹底した審議と国民への十分な説明を求めるとともに、広くその合意が得られない場合は、成立させないよう求めるということでありました。

ですが、今回の意見書については、反対とも賛成とも明確な明文がありません。よって、私は逆に多くの国民が反対している法案に対して、賛成ととられる誤解を招くおそれがあるということで、私はこの意見書については反対をいたします。以上です。

○山本議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

3番 久保慶子さん。

○久保議員 私は賛成をいたします。というのは、今、宍戸議員が言われましたが、初日に議案提案がされ、しかし、反対案が否決をされました。けれども、安芸高田市議会としての何らかの形での意思表示というのは必要だと考え、賛成いたします。

○山本議長 次に、反対討論はありますか。

(反対討論なし)

○山本議長 反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

8番 大下正幸君。

○大下議員 賛成討論をいたします。

まず、集団的自衛権を行使する基準の曖昧さ、また自衛隊員等の安全確保について十分理解しない部分も多く残っている中、軍備を拡大する中国など、ここ20年、30年で日本を取り巻く脅威は格段に強まったと。その反面、現実に日本を守っているアメリカの力は相対的に低下しております。アメリカはもちろん基本的な価値観を共有する他国とも連携しないと、もはや日本の平和は守れない。アメリカやそういった他国がやむを得ず、自衛のための武力行使に踏み切る際、日本だけが戦いませぬでは、国際社会の信頼を得られない。

しかし、国民の理解が十分得られたとは言いがたく、国民の生命と安全のリスクが最も小さくなるためのメリット、デメリットの検証を徹底する必要がある、熟議を重ねるよう求めるものであります。

御理解いただきますよう、賛成討論といたします。

○山本議長 ほかに賛成討論はありませんか。

(賛成討論なし)

○山本議長 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより発議第6号「安全保障法案の熟議を求める意見書について」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
以上で、本日の日程は終了いたしましたので、散会いたします。
次回は、明日午前10時に再開いたします。御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 3時24分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員